

[経済産業省委託事業]

---

中国税関における小口郵便ルートの実態解明  
および対策に関する調査報告書

---

2016年2月

日本貿易振興機構上海事務所

知識産権部

JETRO

# 目次

はじめに	1
<b>第一章「小口郵便」に関連する法律・法規・動向調査</b>	<b>2</b>
一. 関連法律・法規・動向一覧	2
二. 関連法律・法規・動向の整理	7
三. おもな法律・法規	8
四. 動向について	15
<b>第二章 郵便会社の小口郵便業務フロー</b>	<b>19</b>
一. 国際間小口郵便の現状調査およびおもな業者情報の収集	19
二. 業務フロー	21
三. 各業者のグローバル拠点情報	22
四. インターネット取引向けのサービスおよび料金体系	22
五. おもな業者が利用する送り状の記載内容、サービスの利用に必要とする差出人と荷物に関する情報のまとめ	24
六. 輸出禁制品の検査	28
七. 荷物の自宅受取と物流拠点への持ち込みとの物流処理上の違い	28
<b>第三章 税関の小口郵便業務フローおよび自主検査の実態把握</b>	<b>30</b>
一. 税関の小口郵便業務フロー	30
1. 税関の小口郵便業務フロー	30
2. 郵便会社の申告内容および提供する情報	31
3. 抜き取り検査に影響を与える要因	37
二. 自主検査の実態	38
1. 自主検査について	38
2. 検査フロー、開梱率、ヒット率（開梱した貨物から模倣品が発見される割合）、差止め実績	43
3. 検査率に影響を与える要素	44
4. リスクマネジメント手法	44
5. 差止め貨物に対する処分	44
6. 差出人に対する処罰の有無	44
7. 小口郵便取扱数量、金額価値	44
8. 輸出形態（小包/コンテナの比率、個人郵便/商務郵便の比率、各々の開梱率の差異）	45
9. 通常通関と簡易通関の違い	45
10. 郵便局駐在事務所を有する税関	45
11. 税関郵便局駐在事務所の有無による業務フローの相違	47
12. 小口郵便の仕向国、HSコード、品名	47
13. 過去の自主検査キャンペーン	47
三. 小口郵便ルートにおける中国税関の知的財産権保護の現状	49
<b>第四章 その他関連データ収集</b>	<b>52</b>
一. 郵便関連	52
二. 税関関連	52
三. 郵便会社と税関	53

第五章 改善提案	54
一. 模倣品対策における税関の意見	54
二. 改善提案	55
付録	56
一. 郵便会社の料金表	56
二. 税関情報公開申請書書式	63

## はじめに

世界一の人口を有する中国の位置づけは、これまでの「世界の工場」から巨大市場へと変わりつつある。しかし、世界の工場時代に培った生産・製造ノウハウを悪用した模倣品製造は後を絶たない。

ところで、中国におけるインターネット取引サイトの急速な普及・拡大にともない、EMSなどの小口郵便ルートで、少量の模倣品輸出入行為が増加している。その結果、模倣品が世界的規模で拡散してきた。これまでの一般貿易貨物ルートとは別の問題であり、その実態は明らかではない。

中国 IPG はそこで、①小口郵便による模倣品の輸出入はどのような手続きを経ているのか、②模倣品業者にとって、どの郵便会社を使うのがよいのか、③抜け道はどこにあるのか、を調査することとした。これが日系企業による税関での知的財産権保護強化に役立つ、小口郵便ルートの模倣品対策検討のためのたたき台となれば幸いである。

# 第一章 「小口郵便」に関連する法律・法規・動向調査

## 一. 関連法律・法規・動向一覧

本調査の手始めとして、テーマに関連する法律・法規および中国政府側の動向といった、法的根拠に関する調査を実施した。方法は以下のキーワードによるインターネット調査を採用した。

検索キーワード和文：郵政、速達便、知的財産権、税関、国際間、インターネット取引  
検索キーワード中文：邮政、快递、知识产权、海关、跨境、电商

なお、インターネット調査計画を作成する際、法律事務所の専門家の意見に基づき、以下の三つの作業を行った。各作業に関する詳細内容は後述する。

- 作業1：中華人民共和国国家郵政局の公式サイトにて郵便に関する法律・法規の調査
- 作業2：中国税関総署の公式サイトにて税関に関する法律・法規の調査
- 作業3：知的財産権およびインターネット取引関連法律・法規のなかから、本調査に係る法律・法規の抽出

また、上記作業で収集した関連法律・法規の有効性および改正の正確性を検証するため、以下の弁護士専用法律サイト・「東方律師網」にて関連法案の照合作業を実施した。

「東方律師網」は上海市律師協会の公式サイトである。上海市律師協会は上海市の弁護士が「中華人民共和国律師法」に基づき構成する社会団体であり、上海市司法局の指導および監督を受けている。「東方律師網」に掲載された法律の全文を読むには、専用アカウントとパスワードが必要である。



図 1-1. 「東方律師網」サイトトップイメージ

URL : [http://shlx.pkulaw.cn/cluster\\_call\\_form.aspx](http://shlx.pkulaw.cn/cluster_call_form.aspx)

インターネット調査における具体的な流れおよびその結果は以下とおりである。

**作業 1：中華人民共和国国家郵政局の公式サイトにおける郵便関連法律・法規の調査**

<調査対象>

中華人民共和国国家郵政局公式サイト

検索キーワード和文：郵政、速達便、管理、監督・管理、検査

検索キーワード中文：郵遞、快件、管理、監管、檢查



図 1-2. 中華人民共和国国家郵政局公式サイトイメージ

URL : <http://www.spb.gov.cn/zcfg/flfgjzc/>

<調査結果>

■ 法律・法規

法制度区分	発文字号	法令名 (原文)	制定・公布機関	法規カテゴリ
法律	主席令第 25 号	中華人民共和国郵政法	全国人大常委会	郵政
行政法規	國務院令第 65 号	中華人民共和国郵政法實施細則	國務院	郵政
部門規章	交通運輸部令 2013 年第 6 号	郵政行業安全監督 管理弁法	交通運輸部	郵政
部門規章	交通運輸部令 2015 年第 19 号	郵政普遍服務監督 管理方法	交通运输部	郵政
部門規章	交通運輸部令 2013 年第 1 号	快遞市場管理弁法	交通运输部	郵政
部門規章	交通運輸部令 2015 年第 15 号	快遞業務經營許可 管理弁法	交通運輸部	交通運輸 綜合規定

■ 関連動向

2015年12月から2016年3月まで、物流の安全管理制度の強化のためのキャンペーンを実施。

作業2：中国税関総署の公式サイトにおける税関関連法律・法規の調査

<調査対象>

中華人民共和国税関総署公式サイト

検索キーワード和文：国際間、速達便、郵便、郵送、知的財産権

検索キーワード中文：跨境、快件、邮包、寄递、知识产权



図 1-3. 中華人民共和国税関総署公式サイトイメージ

URL : [www.customs.gov.cn](http://www.customs.gov.cn)

<調査結果>

■ 法律・法規

法制度区分	発文字号	法令名（原文）	制定・公布機関	法規のカテゴリ
法律	主席令第8号	中国海関法	全国人大常委会	税関総合規定
行政法規	国务院令第572号	中華人民共和国海関知識産権保護条例	国务院	税関総合規定 知的財産権 総合規定
部門規章	海関総署第183号令	中華人民共和国海関關於〈中華人民共和国知識産権海関保護条例〉的实施办法	税関総署	税関総合規定 知的財産権 総合規定
行政法規	国务院令第420号	中華人民共和国海関行政処罰实施条例	国务院	関税
部門規章	海関総署第147号令	中華人民共和国海関對進出境快件監督办法	税関総署	出入国貨物 監督・管理
部門規範性ドキュメント	海関総署公告2014年第56号	關於跨境貿易電子商務進出境貨物、物品有関監管事宜的公告	税関総署	税関総合規定

—	—	中華人民共和国海関寄 递進出境貨物物品監督 弁法（製作中）	税関総署	—
---	---	-------------------------------------	------	---

■ 関連動向

2013年5月1日に「海関弁理郵递渠道知識産権案件的暫行規定」実施開始

作業3：知的財産権およびインターネット取引関連法律・法規から、本調査に係る法律・法規の抽出

<調査対象>

①知的財産権関連の法律：

商標法、商標法実施条例、専利法、専利法実施細則

著作権法、著作権実施条例、反不正当競争法

②インターネット取引に関する法律：ネットワーク管理方法

抽出キーワード和文：郵送、速達便、運輸、輸送

抽出キーワード中文：邮递、快件、运输、输送

<調査結果>

■ 法律・法規

法制度区分	発文字号	法令名（原文）	制定・公布機関	法規のカテゴリ
部門規章	国家工商行政管理総局令第60号	ネットワーク管理方法	国家工商行政管理総局	インターネット安全管理
法律	主席令第6号	中華人民共和国商標法	全国人大常委会	商標法規定
行政法規	国務院令第651号	中華人民共和国商標法実施条例	国務院	商標使用管理 商標法規

<小括>

インターネット調査で収集した法律・法規および動向は以下（図 1-4、図 1-5）とおりにまとめられる。

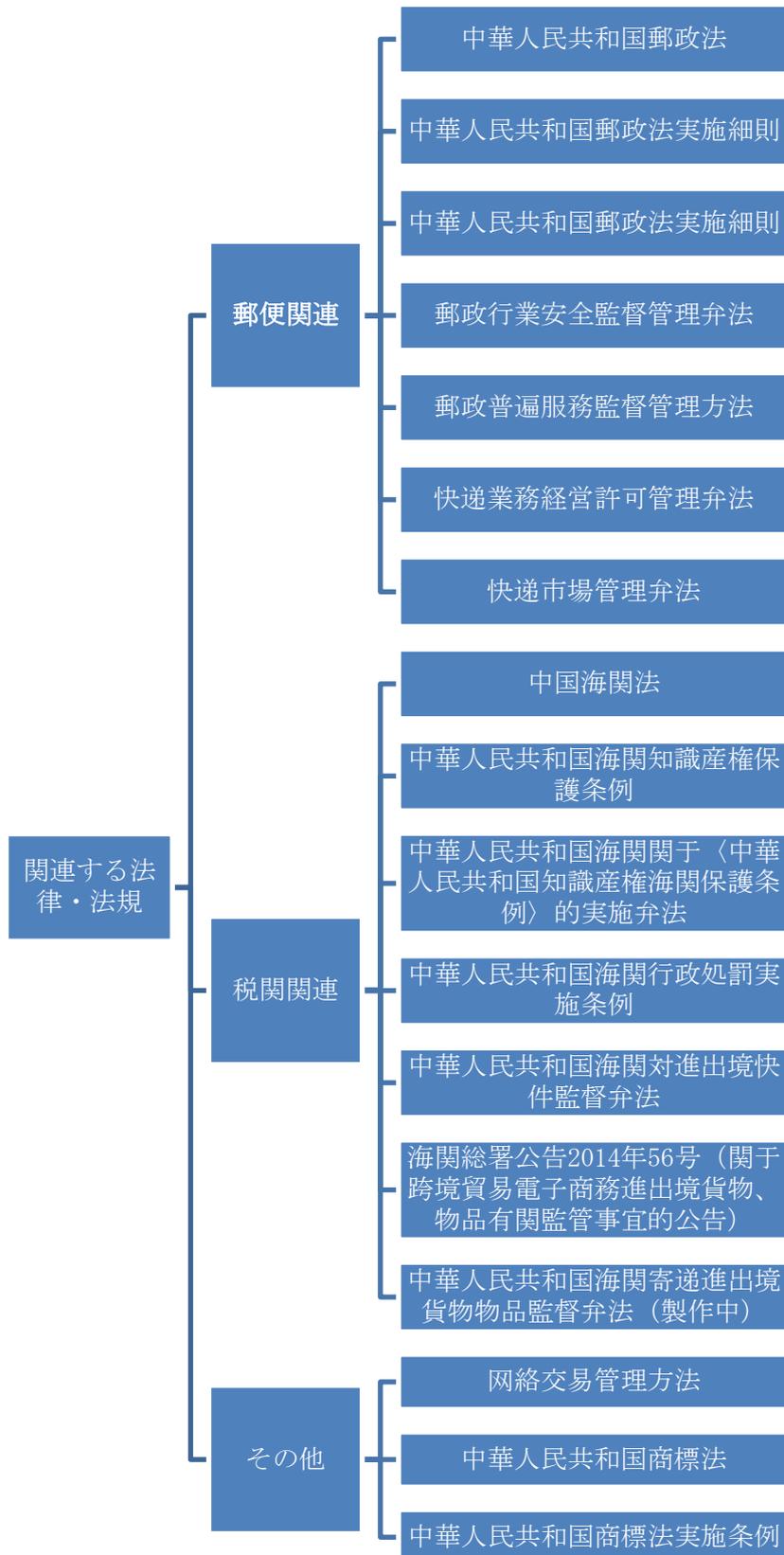


図 1-4. 関連する法律・法規一覧表

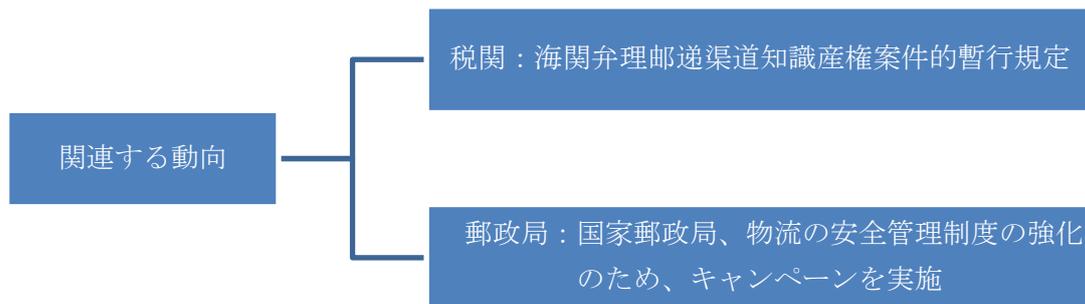


図 1-5. 関連する動向の一覧表

## 二. 関連法律・法規・動向の整理

インターネット調査にて収集した関連法律・法規および動向により、本調査の目的との関連がある内容を以下とおり再整理した。なお、具体的な内容は後述する「3. おもな法律・法規」に記載した。

NO.	確認項目	関連する法律・法規・動向
1	郵便会社の設立条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中華人民共和国郵政法 52 条</li> <li>・ 快递業務經營許可管理弁法 6 条、9 条</li> </ul>
2	郵便会社独自のデータベースの有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中華人民共和国郵政法 57 条</li> <li>・ 快递業務經營許可管理弁法 9 条 3 項</li> <li>・ 郵政行業安全監督管理弁法 16 条</li> </ul>
3	郵便会社が必要とする差出人情報、送り状の記載内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中華人民共和国郵政法第 23 条</li> <li>・ 中華人民共和国郵政法実施細則 32 条</li> <li>・ 郵政行業安全監督管理弁法 9 条</li> <li>・ 郵政普遍服務監督管理方法 43 条 2 項</li> </ul>
4	輸出禁制品に対する郵便会社の検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中華人民共和国郵政法 25 条</li> <li>・ 郵政行業安全監督管理弁法 9 条、15 条、</li> <li>・ 郵政普遍服務監督管理方法 43 条 3 項</li> </ul>
5	郵便会社の郵送禁止の商品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中華人民共和国郵政法 37 条</li> <li>・ 中華人民共和国郵政法実施細則 33 条</li> </ul>
6	輸出禁制品に対する税関の検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中華人民共和国海関対進出境快件監督弁法</li> <li>・ 中華人民共和国海関寄递進出境貨物物品監督弁法 19 条</li> <li>・ 關於跨境貿易電子商務進出境貨物、物品有關監管事宜的公告 (1)、(15)、(16)、(17)</li> <li>・ 中国海関法 46 条</li> </ul>

NO.	確認項目	関連する法律・法規・動向
7	知的財産権侵害品が見つかった場合の処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中華人民共和国海関知識産権保護条例 27 条、31 条</li> <li>・中華人民共和国海関関于〈中華人民共和国知識産権海関保護条例〉的实施办法 31 条、32 条、33 条、34 条</li> <li>・海関弁理郵递渠道知識産権案件的暫行規定 3 条、4 条、5 条、6 条</li> </ul>
8	輸出入禁制品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中華人民共和国知識産権海関保護条例 3 条</li> <li>・中華人民共和国禁止進出境物品表</li> </ul>
9	管轄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中華人民共和国郵政法 4 条、26 条、30 条、57 条</li> <li>・中華人民共和国郵政法實施細則 35 条（三）</li> <li>・快递市場管理办法 6 条</li> <li>・中国海関法 2 条</li> </ul>
10	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中華人民共和国商標法 57 条</li> <li>・中華人民共和国商標法實施條例 75 条</li> <li>・网络交易管理方法 38 条</li> </ul>

### 三. おもな法律・法規

#### 1. 郵便会社の設立条件

##### ① 快递業務經營許可管理辦法

9 条 国際速達業務の事業を申請する際には、以下のサービス能力が必要である。

- (1) 国際速達業務のネットワークと運送能力；
- (2) 閉鎖され、面積が適当である速達（郵便物）処理施設。国務院郵政管理部門および国家安全機関、税関が法により職責を履行する要求に合致。相応な処理設備、監視設備および消防設備を配備；
- (3) 統一されたコンピュータ管理システム。速達（郵便物）の追跡調査を提供できる情報ネットワーク。規定に合うデータ端子を配置し、要求により郵政管理部門および関連部門に速達（郵便物）の通関申告データを提供できる能力；
- (4) 速達業務員国家職業技能標準に達し、資格認定を取得した速達業務員；企業および各支店で初級資格を持つ業務員の割合が 50%以上；
- (5) 専門資格を有する通関申告員、検査申告員、検収申告員。

#### 2. 郵便会社独自のデータベース

##### ① 中華人民共和国郵政法

57 条 国際速達業務の事業を行う場合、郵政管理部門および関連部門の監督管理を受けなければならない。郵政管理部門および関連部門は国際速達業務を事業とする企業に通関申立データの提供を要求できる。

##### ② 快递業務經營許可管理辦法

9 条 国際速達業務の事業を申請する場合、以下のサービス能力が必要である。

(3) 統一されたコンピュータ管理システム。速達（郵便物）の追跡調査を提供できる情報ネットワーク。規定に合うデータ端子を配置し、要求により郵政管理部門および関連部門に速達（郵便物）の通関申告データを提供；

### ③郵政行業安全監督管理弁法

16 条 郵政企業、速達企業は郵政管理部門の規定により、運営情報を収集・統計・分析し、関連データの真実性と完全性を確保して、期限どおりに郵政管理部門へ報告しなければならない。郵政企業、速達企業は郵政管理部門の情報管理システムの接続にデータ端子を取っておかなければならない。規定により、郵政管理部門の情報管理システムとネット接続する。

## 3. 郵便会社が必要とする差出人情報、送り状の記載内容

### ①中華人民共和国郵政法

23 条 差出人が郵便物を差出す際、受取人の名前、住所、郵便番号を明確に記入しなければならない。

### ②郵政行業安全監督管理弁法

9 条 郵政企業、速達企業は利用者が送り状を明確に記入することを要求しなければならない。これらには差出人、受取人の名称と住所、速達物品の名称、類別、数量が含まれている。差出人および受取人の情報を照合し、郵便物、速達品の重量、費用などを正確に明記しなければならない。国务院郵政管理部門が差出人に身分証明提示義務を課した場合、郵政企業、速達企業は利用者の有効な身分証明を提出させなければならない。

### ③郵政普遍服務監督管理方法

43 条 2 項 利用者が郵便物を差し出す際には、郵政企業の規定に基づき郵便ラベルに記入し、受取人と差出人の名前、住所および郵便番号を正確に記入する。領収証が必要な郵便物については、すべての条件を満たした場合、利用者は受取人および差出人の携帯番号を記入しなければならない。

## 4. 輸出禁制品に対する郵便会社の検査

### ①中華人民共和国郵政法

25 条 郵政企業は法律に基づき、郵便物の集配検視システムの構築・執行を行わなければならない。利用者から渡された書簡類は必要に応じ、利用者から書簡を開封させ、検視することができる。

### ②郵政行業安全監督管理弁法

9 条 郵政企業、送達企業は利用者の目前で、渡された郵便物が国家の輸出入禁止・規制品であるか否かについて検視するとともに、物品の名称、類別、数量などがラベルに記載されている内容と一致するかについて確認しなければならない。

15 条 郵政企業、送達企業は国家基準を満たす安全検査設備を整え、専門資格・技能

を有するスタッフを配置し、郵送物の安全検査を行わなければならない。安全検査設備の基準は国務院郵政管理部門とその他の関連部門によって別途規定する。

### ③郵政普遍服務監督管理方法

43 条 3 項 利用者が差し出す手紙は必要な場合、郵政企業が開封し、目視することができる。ただし、内容を読むことはできない。利用者が開封を拒否する場合、郵政企業は送達を拒否できる。手紙以外の郵便物を郵政企業が送達手続きを行う際、現場で内容品を目視しなければならない。利用者が目視を拒否する場合、郵政企業は送達を拒否できる。

## 5. 郵便会社の郵送禁止の商品

### ①中華人民共和国郵政法

37 条 いかなる団体および個人も下記内容を含む物品を郵送してはならない。

- (1) 国家政権・社会主義制度を覆す、あるいは国家統一・国家安全を危うくするもの。
- (2) 国家秘密を漏洩するもの。
- (3) デマを流し、社会秩序・社会安定を破壊するもの。
- (4) 民族間の敵意、民族差別を煽り、民族団結を破壊するもの。
- (5) 邪教や迷信などを宣伝するもの。
- (6) 猥褻、博打、テロの情報の配布、犯罪教唆などのもの。
- (7) 法律、行政法規に禁止されたその他の内容。

### ②中華人民共和国郵政法実施細則

33 条下記物品の郵送・同封を禁止する。

- (1) 法律に規定されている流通・郵送禁制品。
- (2) 反動的な刊行物・書籍、宣伝物、猥褻物品など。
- (3) 爆発性物品、易燃物、腐食性の物、放射性の物品、毒薬・劇薬等の危険物
- (4) 公共衛生を害する物品
- (4) 腐敗しやすい物品
- (6) 各種の生動物
- (7) 各種貨幣
- (8) 郵送に適さない物品
- (9) 包装が不適切なもの、人身安全に危害をあたえるもの、その他の郵便物、設備を汚染・毀損する恐れがある物品など。

## 6. 輸出禁制品に対する税関の検査

### ①中華人民共和国海関対進出境快件監督弁法

19 条 税関が国際速達便の検査を行う場合、輸送業者の担当者の立ち会いで国際速達便の運搬、開封と再包装を行わなければならない。

税関は国際速達便の個人物品の開封検査を行う場合、輸送業者をとおして入国速達便の受取人あるいは出国速達便の発送人に立ち会うよう通知し、受取人あるいは発送人が立会いできない場合、輸送業者は依頼書を税関に提出し、受取人あるいは発送人の義務を代理し、関連法律責任を負う。

税関は必要がある場合、国際速達便を直接開封検査、再検査あるいはサンプル取得できる。

## ② 関于跨境貿易電子商務進出境貨物、物品有關監管事宜的公告

(1) 税関の許可を取得し、税関システムと連携するインターネット取引サイトのプラットフォームを通して、国際間貿易を行い、貨物と物品の輸出入を行うインターネット取引企業あるいは個人は本公告の監督管理を受ける。

(15) インターネット取引輸出入貨物、物品の検査、通関はすべて税関が監督管理する場所で行われなければならない。

(16) 税関監督管理が行われる場所の経営者は既存の倉庫管理システムでインターネット取引輸出入貨物および物品を管理する。前月に税関監督管理が行われる場所で流通したインターネット取引輸出入貨物および物品リストと明細書などを毎月 10 日までに税関に提出しなければならない（10 日が祝日あるいは法定休日である場合、翌日以降の最初の営業日とする）

(17) 税関は関連規定に基づき、インターネット取引により輸出入される貨物および物品に対しリスク分析および検査を行う。税関が検査する際に、インターネット取引企業、個人、税関監督管理が行われる場所の経営者は輸出入貨物の検査に関する既存の規定に基づき、便宜を図らなければならない。インターネット取引企業および個人は来所し、あるいは他人に委託し来所させ、税関の検査を協力すること。

インターネット取引企業、物流企業、税関監督管理が行われる場所の経営者が規定違反あるいは密輸行為を発見した場合、自発的に税関に報告しなければならない。

## ③ 中国海関法

46 条 個人が入出国の際に携帯する荷物、郵送する物品は私用かつ合理的な数量に限定され、税関の監督管理を受ける。

## 7. 知的財産権侵害品が発見された場合の処置

### ① 中華人民共和国海関知識産権保護条例

27 条 差押えられた権利侵害疑義貨物が税関の調査を経たのち、知的財産権を侵害していると認められた場合には、税関はこれを没収する。

税関は知的財産権侵害貨物を没収した後、知的財産権侵害貨物の関連状況を書面により知的財産権者に通知しなければならない。

没収された知的財産権侵害貨物を社会公益事業に用いることができる場合には、税関はこれを関連の公益機構に交付し社会公益事業に用いなければならない。知的財産権者に購入意思がある場合には、税関は有償で知的財産権者に譲渡することができる。没収された知的財産権侵害貨物が社会公益事業に用いる方法がなく、かつ知的財産権者に購入意思が無い場合には、税関は権利侵害の部分を削除したのち、法により競売に付すことができる。ただし偽造商標が付された輸入貨物については特殊な状況を除き、単に貨物上の商標標識を除去するだけで同貨物を市場に投入することを認めてはならない。権利侵害の部分を削除する方法がない場合には、税関はそれを廃棄しなけ

ればならない。

31 条 個人が携帯あるいは郵送する入出国物品が私用かつ合理的な数量を超え、かつ本条例 2 条に定められた知的財産権を侵害する場合、知的財産権侵害貨物として処理する。

②中華人民共和国海関関于〈中華人民共和国知識産権海関保護条例〉的实施弁法

31 条 税関は個人携帯あるいは郵便によって輸出入される物品が「条例」第 2 条が規定している知的財産権を侵害する疑いがあり、かつ個人使用の範囲や合理的な数量を超えていることを発見した場合、それを差押さえなければならない。ただし、旅客あるいは郵送品の発送受取者が関連物品の放棄を税関に表明し、かつ税関の同意を得たものを除く。

32 条 輸出入貨物あるいは輸出入物品が税関の調査を経て、知的財産権を侵害すると税関により認定された場合、「条例」第 27 条第 1 項と「条例」第 28 条の規定に基づき税関により没収されることになる。当事者が判明できない場合については、税関が公告を発行した日から 3 カ月を満了した時点で税関により接取される。輸出入の権利侵害行為に犯罪の疑いがある場合、税関は法に基づき公安機関に移送しなければならない。

33 条 税関は没収された権利侵害貨物を以下の規定に沿って処置しなければならない。

(1) 関連貨物が社会の公益事業に直接使用できる、あるいは知的財産権者が買い取りの意思を示す場合、貨物を関連公益機関に引渡し社会公益事業に使用し、あるいは知的財産権者に有償譲渡する。

(2) 関連貨物が第(1)号の規定に沿って処置できず、かつ権利侵害の部分を削除できる場合は、権利侵害の部分を削除した上で法律に従って競売する。その競売金は国庫に納入する。

(3) 関連貨物が第(1)号、第(2)号の規定に沿って処置できない場合は廃棄しなければならない。

税関権利侵害貨物を競売する際、事前に関連する知的財産権者の意見を求めなければならない。税関が権利侵害貨物を廃棄する場合、知的財産権者は必要な支援を提供しなければならない。関連公益機関が税関の没収した権利侵害貨物を社会公益事業に用いる場合、また知的財産権者が税関の依頼により権利侵害貨物を廃棄する場合、税関は必要に応じて監督しなければならない。

34 条 税関が人民法院の協力要請に応じて権利侵害疑義貨物を差し押さえる場合、または差し押さえられた貨物を通関させる場合、知的財産権者は税関において貨物が差し押さえられた期間中の貯蔵、保管、処置などにかかる費用を支払わなければならない。税関が権利侵害貨物を没収する場合、知的財産権者は貨物が税関により差し押さえられた後に実際の保管期間に基づき貯蔵、保管、処置などにかかる費用を支払わなければならない。ただし、税関が権利侵害貨物を没収する決定を荷受発送人に送達した日から 3 カ月以内に貨物の処置が完了できず、かつその原因が荷受発送人による行政再審査の申請、行政訴訟の提出、または貨物の処置に関するその他の特殊なものではない場合、知的財産権者は 3 カ月以降の関連費用を支払う必要はない。

税関が本弁法第 33 条第 1 項(2)の規定に沿って権利侵害貨物を競売する場合、競売費

用の支出は関連規定に沿って処理する。

### ③海関弁理郵递渠道知識産権案件的暫行規定

3 条 税関は監視・管理の過程で被疑品を発見した場合、差押さえなければならない。被疑品が極めて少量の場合、また輸出入の届け先、あるいは輸出品の差出人（以下「当事者」と称す）が放棄すると声明した物品の場合、税関は『条例』第 27 条第 3 項の規定によりそれらを処理する権利を有する。

4 条 税関が被疑品を差押さえる場合、当事者をその場に出向くよう知らせなければならない。当事者が規定の期限内に来所しない場合、あるいは情報不足、または当事者に関する情報が明らかに虚偽であるために本人に知らせることができない場合、税関は郵便会社に差押さえの現場記録への署名を求めることができる。

5 条 税関は差押さえた被疑品を調査しなければならない。その疑義品が権利侵害品ではなく、あるいは自己使用品であると当事者が認める場合、税関はその疑義品の出所およびその用途を証明できる証拠の提供を当事者に要求しなければならない。当事者が証拠を提出できない、または提出した証拠ではその権利侵害の嫌疑を排除できない、あるいは当事者の自己使用品であることを証明できない場合、税関は『条例』第 31 条の規定に基づき処理することができる。

税関は前項所定の「自己使用品」に該当するか否かを判断するためには、中華人民共和国海関行政処罰実施条例第 64 条の関連規定に従わなければならない。

6 条 税関が疑義品を差押さえる場合、知的財産権者に対し、『条例』に基づき、権利侵害疑義品の差押さえについて申込みや担保の提供を要求する必要はない。権利侵害疑義品が税関に差押えられた場合の倉庫保存・管理または処理費用は、税関の案件取扱費から支出する。

税関は差押えられた疑義品につき、当該疑義品が権利侵害になるか否かについて、知的財産権者に鑑定への協力を要求することができる。

## 8. 輸出入禁制品目

### ①中華人民共和国海関知識産権保護条例

3 条 国は知的財産権を侵害する貨物の輸出入を禁じる。

### ②中華人民共和国輸入禁制品目リスト

#### 一. 輸入禁止物品

1. 各種の武器、武器の模造品、弾薬と爆発物品；
2. 偽造された貨幣と有価証券；
3. 中国の政治・経済・文化・道徳に有害な印刷品、フィルム、写真、レコード、テープ、ビデオ、コンピュータに保存された各メディアやその他の物品；
4. 各種の劇薬・毒薬；
5. アヘン、モルヒネ、ヘロイン、大麻、その他習慣性のある麻酔品・精神薬品；
6. 動植物の病原体・害虫とその他の有害生物の動物、植物およびその他の検査が必要な物品；
7. 人や家畜の健康を害するもの、疫病流行地域から来たもの、その他疫病を運ぶ

可能性のある食品・薬品、あるいはその他の物品。

## 二. 輸出禁止物品

1. 輸入禁止物品；
2. 国家機密にかかわる手書き原稿、印刷品、フィルム、写真、レコード、映像、ビデオ、コンピュータに保存されたメディアやその他の物品；
3. 貴重な文化財やその他持ち出しが禁止されている文化財；
4. 絶滅の危機に瀕した貴重な動植物（標本も含む）とその種や繁殖材料。

## 9. 管轄

### ①中華人民共和国郵政法

30 条 税関は中華人民共和国税関法の規定に従い、輸出入される国際郵袋、コンテナおよび国際郵送物品への監督管理を実施する。

57 条 国際速達業務を事業とする場合、郵政管理部門および関連部門の監督管理を受けなければならない。郵政部門および関連部門は国際速達業務を事業とする企業に通関資料の提出を要求できる。

### ②快递市場管理弁法

6 条 国务院郵政管理部門は全国の速達便業界の監督管理を行う。

省、自治区、直轄区郵政管理機構は本行政区域の速達業界の監督管理を行う。

国务院の規定にしたがい、設立された省級以下の郵政管理機構は本轄区の速達業界の監督管理を行う。

### ③中国海関法

2 条 中華人民共和国の税関は輸出入の監督管理機関である。税関は本法およびその他の関連法律、行政法規により、輸出入の輸送手段、貨物、手荷物、郵便物およびその他の物品を監督管理し、関税およびその他の税、費用を徴収し、密輸を取締り、税関統計の編纂およびその他の税関業務を行う。

## 10. その他

### ①中華人民共和国商標法

57 条 他人の商標権を侵害する行為に対し、故意に便宜を提供し、他人による商標権侵害行為の実施幫助すること。

### ②中華人民共和国商標法実施条例

75 条 他人の商標権を侵害する行為に対し、倉庫、運輸、郵送、印刷制作、隠匿、事業場所、ネット商品取引プラットフォームなどを提供する行為は、商標法 57 条 6 項所定の便宜条件の提供に該当する。

### ③ネットワーク交易管理方法

38 条 インターネット取引におけるインターネット接続、支払い決算、物流、速達などのサービスを提供する事業者は、工商行政管理部門によるインターネット取引関連違法行為の摘発に積極的に協力し、違法な事業を行うインターネット取引事業者の登

記情報、連絡先などの資料を提供しなければならない。事実を隠してはならない。

## 四. 動向について

### 1. 国家郵政局の動向

国家郵政局は物流の安全管理制度の強化のため、キャンペーンを実施する。郵政局は公式サイトでキャンペーンを公表した(図6)。同時に、多くのニュースサイト(図7)もこのキャンペーンを報道した。

図 6



出典：郵政局の公式サイト

[http://www.spb.gov.cn/yzshjd/ywgl/201512/t20151201\\_686236.html](http://www.spb.gov.cn/yzshjd/ywgl/201512/t20151201_686236.html)

浙江在线杭州10月23日讯(浙江在线 记者/黄兆轶 吴佳蔚 实习生/屈震 梁婧娴 编辑/沈正玺) 继火车票、网吧、酒店住宿等实行实名制后,现在寄一个快递也要出示身份证了。

昨天,中央综治办、公安部等15家部门决定,自即日起到2016年3月底,在全国范围内集中开展危爆物品、寄递物流清理整顿和矛盾纠纷排查化解专项行动。

这一决定意味着,全国各地将全面强化寄递物流安全规范管理,寄递物流实名登记、寄运物品先验视后封箱、邮件快件X光机安检等安全管理制度将被推动落实。

図 1-7. 出典：浙江即時報 (ニュース)

URL:<http://zjnews.zjol.com.cn/system/2015/10/23/020885433.shtml>

10月22日、中央综治办・公安部・交通运输部・安監総局・国家郵政部局など15部門は「本日から2016年3月末まで「危爆物品、寄递物流清理整顿和矛盾纠纷排查化解专项行动」を集中的に全国規模で実施する」ことを決定した。

1. 速達依頼物は目視してから封をする。各郵政部門は速達依頼物の目視を監督・催促する。実施しない場合、あるいは目視のふりだけをする場合、厳しく処罰する。
2. 速達便差出人における実名確認の普及を加速させること。2015年11月1日より、普通の手紙、安全保障規制に該当する利用者の速達便、セルフサービス郵便局などを通して運送手続きを行われた郵便物・速達便以外の速達便業務を受ける際に、関連手続きを実施する前に、差出人の電場番号および身分情報を確認しなければいけない。特に道路、駅、ホテル、広場など、人が集まる公共の場所までに速達便の受取を依頼された郵便物・速達便の実名確認を強化しなければいけない。同時に、各企業はインターネット取引契約がある顧客または仕入れ先に対しても、差出人に関する正確な情報の記入を督促し、定期的に当該業務における運用状況に対する確認を実施する必要がある。また、各企業は差出人の身元をトレースできるようにこれらの差出人情報の真実性および完全性を郵政当局に保障する必要がある。
3. 郵便物・速達便に X 線安全検査制度を導入。重点地域向けの郵便物・速達便、航空郵便、輸出入の郵便物・速達便、不審な郵便物・速達便に対し、X線機で検査を行う。全面的な線機検査を実施していない企業に対し、各郵政管理部門は期限を設け、是正を命じる。

## 2. 税関の動向

税関は2013年5月1日、「海関弁理郵递渠道知識産権案件的暫行規定」（下記、「暫行規定」とする）なる規定の施行を開始した。税関の公式サイトで検索してみたものの、なかなか見つけられず、レベルの低い内部規定である。しかしながら、税関が実務上、「暫行規定」に従って小口郵便の知的財産権保護を行っているどうかは不明である。「暫行規定」の実際運用状況を明らかにするため、数か所の税関に問い合わせた。その結果を本報告書の第三章にまとめた。

### 税関が郵便ルートにおける知的財産権案件を処理するための暫行規定

インターネット取引の急発展とともに、国際郵便ルートによって輸出される知的財産権侵害品の数量も大幅に増加している。中国税関が差止めた知的財産権侵害案件の中で、郵便ルートにおける差止め件数はここ数年連続して最高であった。郵便ルートで運輸される侵害品の大部分は薬品や自動車部品など、消費者の健康と安全に深刻な害を及ぼすものであるため、世界各国から高い関心が寄せられている。そして、中国の知的財産権保護は国際的な圧力をかけられる。中国が責任を持つ国であるとの国際イメージを浸透させるため、郵便ルートにおける知的財産権保護作業を強化する必要がある。しかしながら、案件の多量化や、通関のための時間が短いこと、荷主探しが困難であることなどの理由で、各税関の業務は複雑化し、時間かかり、当事者を処罰できないなどの問題点に直面している。郵便ルートにおける税関の知的財産権保護作業のさらなる改善に影響を与えている。

統一的な法執行および税関の知的財産権保護を推進し、小口郵便ルートの処理における各税関の問題を解決するため、税関総署は海関弁理郵递渠道知識産権案件的暫行規定を制定した。

1条 輸出入における知的財産権の税関保護を強化し、郵便ルートにおける知的財産権侵害行為を厳しく処理するため、中華人民共和国知識産権海関保護条例（以下『条例』と略す）および関連する法律・行政法規や制度などに基づいて、本規定を制定する。

2 条 本規定は、税関が『条例』第 31 条により、郵便ルートの輸出入における知的財産権侵害物品（以下「疑義品」と略す）に関する案件を処理する場合に適用するものである。

前述した郵便ルートの輸出入品には、国際小包み、EMS および宅速達便ルートの輸出入における私有物を含む。

3 条 税関は監視・管理の過程で被疑品を発見した場合、差押さえなければならない。被疑品が極めて少量の場合、また輸出入の届け先、あるいは輸出品の差出人（以下「当事者」と称す）が放棄すると声明した物品の場合、税関は『条例』第 27 条第 3 項の規定によりそれらを処理する権利を有する。

4 条 税関が被疑品を差押さえる場合、当事者をその場に出向くよう知らせなければならない。当事者が規定の期限内に来所しない場合、あるいは情報不足、または当事者に関する情報が明らかに虚偽であるために本人に知らせることができない場合、税関は郵便会社に差押さえの現場記録への署名を求めることができる。

5 条 税関は差押さえた被疑品を調査しなければならない。その疑義品が権利侵害品ではなく、あるいは自己使用品であると当事者が認める場合、税関はその疑義品の出所およびその用途を証明できる証拠の提供を当事者に要求しなければならない。当事者が証拠を提出できない、または提出した証拠ではその権利侵害の嫌疑を排除できない、あるいは当事者の自己使用品であることを証明できない場合、税関は『条例』第 31 条の規定に基づき処理することができる。

税関は前項所定の「自己使用品」に該当するか否かを判断するためには、中華人民共和国海関行政処罰実施条例第 64 条の関連規定に従わなければならない。

6 条 税関が疑義品を差押さえる場合、知的財産権者に対し、『条例』に基づき、権利侵害疑義品の差押さえについて申込みや担保の提供を要求する必要はない。権利侵害疑義品が税関に差押さえられた場合の倉庫保存・管理または処理費用は、税関の案件取扱費から支出する。

税関は差押さえられた疑義品につき、当該疑義品が権利侵害になるか否かについて、知的財産権者に鑑定への協力を要求することができる。

7 条 調査に基づき、税関が差し押さえられた郵便物が権利侵害に該当すると認める場合、権利侵害品を没収し、かつ、当事者に該当権利侵害品の価値の 30% 以下の罰金に処さなければならない。また、当事者が犯罪になると疑われる場合、税関は法に照らして、公安機関に移送しなければならない。

ただし、以下の条件を満足している場合、税関は『中華人民共和国行政処罰法』第二十七条第二項の規定に基づき、当事者に対する処罰を免除することができる。

- (1) 権利侵害品の数が僅かしかない場合；
- (2) 当事者が調査期間のうちに、その品物を放棄すると声明した場合；
- (3) 当事者のその前の関連違法記録を発見しなかった場合。

8 条 差し押さえられたものについて、税関の調査に基づき、権利侵害の事実を判明したが、その当事者を判明できない場合、『中華人民共和国海関の「中華人民共和国知識産権海関保護条例」』についての実施弁法』第三十二条第一項の規定に基づき、接収しなければ

ならない。

9条 本規定は2013年5月1日より実施される。

## 第二章 郵便会社の小口郵便業務フロー

### 一. 国際間小口郵便の現状調査およびおもな業者情報の収集

小口郵便による模倣品の輸出入はどのような手続きを経ているのか、特に模倣品業者視点で考えた場合に、どの郵便会社を使うのが有利なのか、どこに抜け道があるのか。小口郵便による模倣品流通の実態を明らかにし、効果的な模倣品対策を立案するため、インターネット取引における国際間物流の現状調査を以下のとおり行った。また、実態把握のため、中国郵政局を含む海外小口輸出業務対応が可能なおもな物流業者のリストアップを行った。

#### 1. 国際間小口郵便における現状調査

<調査方法>

- ・インターネット調査
- ・インターネット取引関連業者が集中する義烏市での現地調査

<調査結果>

##### ■ インターネット調査結果

出典 1:「中国電子商務研究中心」<sup>1</sup>公式サイト

URL: <http://www.100ec.cn/detail--6224643.html>

インターネット取引でおもに使われる物流方法は以下五つである。今回の調査目的から、1~3の方式がこれからおもに調査しなければいけない対象となる。

番号	方式	説明
1	郵政	中国郵政の物流ネットワークを利用する方式
2	外資系速達便	速達便サービスを提供する外資系企業が有する物流ネットワークを利用する方式
3	国内系速達便	速達便サービスを提供する中国国内系企業が有する物流ネットワークを利用する方式
4	専用線速達便	飛行機または貨物船を利用し、海外の特定現地物流協業パートナーまで荷物を運ぶ方式
5	海外倉庫	上記 1~4 の物流方法で海外現地にある自社倉庫までに荷物を送付したのち、海外地元物流業者に発送依頼を行う方式

出典 2: 中国郵政の公式サイト(図 2-1)

URL: <http://it.11185.cn/chinapostintegrate/other/gjxb.a>

#### 4. 跨境电商一体化服务平台

1提供仓储、理货、拣货、寄递一条龙服务

2为国际电子商务市场提供整合的全球化运递服务 跨境电商速卖通平台有超过90%的卖家都在使用中国邮政国际小包。

図 2-1. 中国郵政の公式サイト掲載の情報

<sup>1</sup> 中国電子商務研究中心: 中国国家统计局の指定ベンダーでインターネット取引に係る分野を研究する民間研究組織である。

タオバオの国際版と言われる全球速売通 (AliExpress) における 90%以上の業者は中国郵便の国際小包を利用している。

## ■ インターネット取引関連業者が集中する義烏市での現地調査結果

調査時期：2015年7月～8月

調査対象：義烏市地元のネットショップ事業者および郵便会社

結果概要：義烏市の多くのネットショップ事業者は後述する中国郵便の「国際小包」サービスを利用している。理由は中国郵便の国際小包がもっとも安いからである。外資速達便会社の費用は高く、利用率は低い。納期などの理由で「国際小包」サービスを利用できない場合は、国内速達便会社の中からおもに EMS と順豊が利用されている。

## 2. おもな業者情報の収集

これまで得た結果から、「郵政」「外資系速達便」「国内系速達便」とそれぞれの方式に属する業者およびその特徴につき、以下とおり情報収集した。

### ① 郵政方式

業者名：中華人民共和国国家郵政局

特徴：万国郵便連合およびカハラ・ポスト・グループ (KPG) であり、郵便ネットワークはほぼ全世界をカバーしている。不完全な統計によると、中国国際間インターネット取引業者の小包の 50%は中国郵政ルートであり、20%が他国の郵政ルート、残りの 30%がその他速達便会社ルートで輸出されている。ただし、後述する EMS も郵便ルートを利用しているが、EMS の利用率は上記 50%に合算されていない。

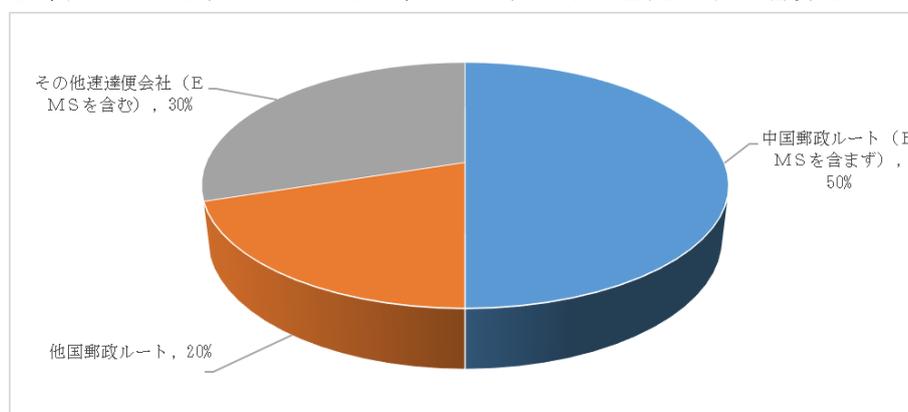


図 2-2. 各ルートの割合

つまり、実質上、郵政ルートで輸出された中国国際間インターネット取引業者の小包の割合は 50%以上あると考えられる。

### ② 外資系速達便会社

代表的な業者：DHL、TNT、FEDEX と UPS

特徴：自らが構築したグローバルネットワークを通じ、IT システム、世界各地のローカライズサービスを利用する。サービスの質は優れているが、費用が高い。通常、クライアントが物流にかかった時間を短くしたいことを要求する場合で、インタ

ーネット取引業者はこれらの会社を利用する。

### ③ 国内系速達便会社

代表的な業者：EMS、順豊および「四通一達」（申通、中通、園通、匯通、韻達）

特徴：「四通一達」のうち、申通と園通がもっとも早く国際間物流を開始し、近年、事業が発展してきている。順豊のグローバル業務は比較的成熟している。このカテゴリにある業者の中では、EMSのグローバル業務がもっとも進んでいる。EMSは郵便ルートを利用しているため、費用はその他の速達便より低く、かつ中国税関での通関能力が高い。

#### <小括>

インターネット取引における輸出入小口郵便の最大手業者は中華人民共和国国家郵政局であり、郵便ルートとして最も利用されているのは中国郵政ルートである。

## 二. 業務フロー

#### <調査方法>

- ・インターネット調査
- ・インターネット取引関連業者が集中する義烏市での現地調査

#### <調査結果>

国際間インターネット取引における物流サービス業務フローにつき、インターネット調査を行った。中華人民共和国国家郵政局の公式サイトにて、中国郵政のインターネット取引向けサービスである「国際小包」の業務フローを以下とお把握した。また、義烏市でインターネット取引関連業者の調査を行った際、実際の業務フローはインターネット調査の結果と一致することがわかった。

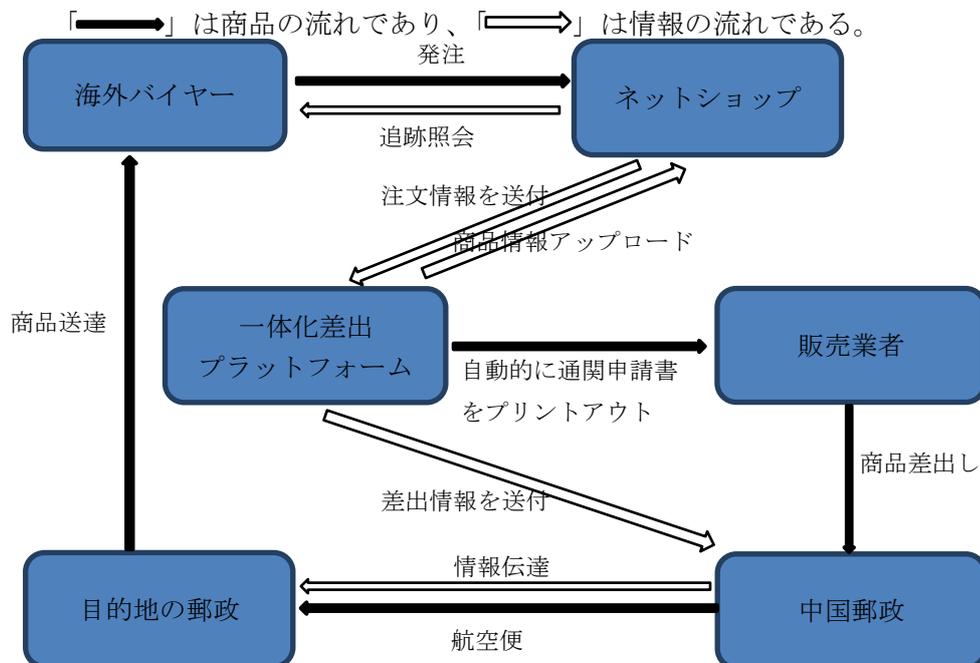


図 2-3. 中国郵政のインターネット取引向けサービス・国際小包の業務フロー

### 三. 各業者のグローバル拠点情報

#### <調査方法>

各物流業者公式サイトでのインターネット調査

#### <調査結果>

代表的な物流業者の公式サイトで、各業者のグローバルでの拠点状況に関する調査を行った。その結果は以下とおりである。

表 2-1. 各業者のグローバル拠点情報

業者	グローバル拠点
 中国邮政 CHINA POST	海外支店なし。万国郵便連合のネットワークにより、サービス範囲は 200 以上の国と地域をカバーする。
	海外支店なし。中国邮政のルートを利用する。
	サービス範囲は 220 の国と地域をカバーする。国際化がもっとも進んでいる速達便会社。
	本部：テネシー州メンフィス アジア本部：中国香港 カナダ本部：トロント ヨーロッパ本部：ベルギー ラテンアメリカ本部：マイアミ サービスステーション 1,200 ヶ所（アメリカ 640、その他 560）、航空速達トランジットセンター 12 カ所。
	本社：アメリカ サービス範囲：220 の国と地域をカバーする。北アメリカとヨーロッパのすべての地域を含む。
	米国、日本、韓国、シンガポール、マレーシア、タイ、ベトナム、オーストラリア、モンゴルなどの国をカバーする。海外のビジネスアウトレットは 12,260 カ所以上。
	海外の業者と連携する。現在、香港に支店を設立し、マカオで拠点を設立した。

### 四. インターネット取引向けのサービスおよび料金体系

#### 1. インターネット取引向けのサービス

#### <調査方法>

インターネット調査：各物流業者公式サイトまたは関連ポータルサイト

<調査結果>

代表的な物流業者が提供するインターネット取引向けサービスの概要は以下とおり。なお、それぞれのサービスに関する料金情報は附録1に記載した。

表 2-2. インターネット取引向けのサービス

業者	インターネット取引向けのサービス
	国際小包：2000g 以下の物品限定、サービス範囲は 200 以上の国と地域をカバーする。
	e 邮宝：軽量物品向け。サービス範囲はアメリカ、オーストラリア、イギリス、カナダ、フランスおよびロシアをカバーする。 e 特快：価格の高い物品向け。サービス範囲は日本、韓国、シンガポール、中国、香港、中国、台湾、イギリス、フランス、カナダ、オーストラリア、スペイン、オランダ、ロシア、ブラジル、ウクライナ、ベラルーシ。
	DHL GM Packet Plus：国際間 B2C 業者向け、220 以上の国と地域をカバーする。物品最高 2 kg、L+W+H <90cm、L <60cm。 DHL Parcel International Direct：非小包向け。物品最高 20 kg、体積<120 x 60 x 60 cm、周囲長<300 cm。 DHL GM Packet：国際間 B2C 業者向け、220 個以上の国と地域をカバーする。物品最高 2kg、L+W+H <90cm、各側の長さ <60cm。
	インターネット取引向けのサービスは提供していない。
	インターネット取引向けのサービスは提供していない。
	ヨーロッパ小包：オランダ郵便と連携 ヨーロッパ専門便 アメリカ小包：アメリカ郵便的都市レベルの配達局 オーストラリア小包 ロシア小包：ロシア、リトアニア、エストニア、ラトビア、フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、ベラルーシ、ウクライナ、ポーランド向け グローバル経済小包：241 カ国と地域
	インターネット取引向けのサービスは提供していない。

## 2. 料金体系

<調査方法>

- ・インターネット調査：各物流業者公式サイト
- ・インターネット取引業者訪問調査

<調査結果>

詳細は付録参照。

## 五. おもな業者が利用する送り状の記載内容、サービスの利用に必要とする差出人と荷物に関する情報のまとめ

<調査方法>

- ・現物取り寄せ
- ・速達員インタビュー

<調査結果>

おもな業者が利用する送り状の情報を入手するため、各社に問い合わせを行い、送り状を集めた。集められた各社の送り状のイメージは以下とおり（図2-4～図2-9）。また、送り状に求められる各情報の必要性について、中国邮政、EMS および各速達便会社のスタッフに尋ね、以下表2-3にまとめた。

The image shows a standard international dispatch note form from China Post Group. The form is filled with various fields for sender and recipient information, including names, addresses, and phone numbers. It also includes sections for parcel details such as category, weight, and value, as well as customs-related information like HS codes and origin. A barcode is present in the upper right area, and there are instructions in both Chinese and English throughout the form.

図 2-4. 中国郵便国際小包の送り状

**EMS 全球邮政特快专递** 国际(地区)特快专递邮件详情单 INTERNATIONAL (REGIONAL) EXPRESS MAIL WAYBILL EA079879827CN

收寄地/ORIGIN OFFICE	收寄日期/POSTING DATE & TIME 年 Y 月 M 日 D 时 H	收件人/TO										
寄件人/FROM	电话(非常重要)/PHONE (VERY IMPORTANT)	城市/CITY										
城市/CITY	国家地区/COUNTRY(REGION)	国家地区/COUNTRY(REGION)										
公司/COMPANY		公司/COMPANY										
地址/ADDRESS		地址/ADDRESS										
邮政编码/POSTAL CODE	电话(非常重要)/PHONE (VERY IMPORTANT)											
邮政编码/POSTAL CODE	用户编码/CUSTOMER CODE	体积/VOLUME 长 L x 宽 W x 高 H = 立方厘米/cm <sup>3</sup>										
体积/VOLUME 长 L x 宽 W x 高 H = 立方厘米/cm <sup>3</sup>	重量/TOTAL WEIGHT 千克/KG	费用总计/TOTAL CHARGE										
费用/CHARGE ¥	其它费用/ADD CHARGE ¥	费用总计/TOTAL CHARGE ¥										
收寄人姓名/ACCEPTED BY (SIGNATURE)	收件人姓名/RECEIVER'S NAME											
收件日期 Y年 M月 D日	收件日期 Y年 M月 D日 H时 M分											
<table border="1"> <tr> <th>内件描述及详细声明 NAME &amp; DESCRIPTION OF CONTENTS</th> <th>件数 NO. OF PCS</th> <th>重量 WEIGHT</th> <th>申报价值 DECLARED VALUE</th> <th>原产国 ORIGIN</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>			内件描述及详细声明 NAME & DESCRIPTION OF CONTENTS	件数 NO. OF PCS	重量 WEIGHT	申报价值 DECLARED VALUE	原产国 ORIGIN					
内件描述及详细声明 NAME & DESCRIPTION OF CONTENTS	件数 NO. OF PCS	重量 WEIGHT	申报价值 DECLARED VALUE	原产国 ORIGIN								
<p>我保证上述申报内容真实及本邮件内未夹带危险品和违禁物品 I ASSURE THE TRUTH OF THE ABOVE DECLARATION AND I GUARANTEE THAT THE SHIPMENT DOES NOT CONTAIN ANY DANGEROUS AND PROHIBITED GOODS</p> <p>请填写并打印寄件人姓名及地址(请仔细阅读背面说明) PLEASE PRINT AND TYPE WITH YOUR PEN/INK THE NAME AND ADDRESS OF THE SENDER ON THE BACK OF THE BILL BEFORE THE COMPLETION</p>												

北京家信集团技术发展有限公司印 CHINA POST GROUP 14年3月印刷

http://www.ems.com.cn 服务热线: 11185 手机短信查询号码: 10655185

图 2-5. EMS 国际速達便の送り状

**DHL EXPRESS** Track this shipment: <http://www.dhl.com> Expiry 01/12

**973 7540 293**

**Shipment Waybill** (Please print in English)

**1 Payer account number and insurance details** 付款方账号及特快保单资料

Charge to  Shipper  Receiver  3rd party  
 Payer Account No. 付款方账号

**2 From (Shipper) 发件人** (Please print in English) 请用英文正楷填写

Shipper's account number 发件人账号 Contact name 联系人

Shipper's reference (up to 32 characters - first 12 will be shown on invoice)

Company name 公司名称

Address 地址

**3 To (Receiver) 收件人** (Please print in English) 请用英文正楷填写

Company name 公司名称

Delivery address 寄送地址 DHL cannot deliver to a PO Box  
DHL 无法将快件送至邮递箱

Postcode/Zip Code (required) Country 国家

Contact person 联系人 Phone, Fax or E-mail (required)

**4 Shipment details** 交运快件资料 *Billed weight is calculated from total weight and dimensions*

Total number of packages 总件数	Total Weight 总重量	Dimensions in cm 尺寸
		Pieces Length Width Height

**5 Full description of contents** 交运物品之详细说明

Give content and quantity. 物品及数量

**6 Non-Document Shipments Only (Customs Requirement)** (仅限包裹快件填写(海关要求))

Attach the original and two copies of a Proforma or Commercial invoice 随票附式发票或商业发票的原件两份及复印件一份

Shipper's VAT/GST number Receiver's VAT/GST or Shipper's EIN/SSN

Declared Value for Customs 海关申报价值 Harmonised Commodity Code 海关税则编码

**7 Shipper's agreement (Signature required)** 快件协议(要求签字)

Signature Date

**8 Products & Services**

**9 DIMENSIONAL/CHARGEABLE WEIGHT**

kg gr

**CHARGES Services**

Other Insurance VAT CURRENCY TOTAL

**PAYMENT DETAILS (Cheque, Card No.)**

No. Type Expires

Picked up by Route No. Time Date

PS12/10 CN GP2

图 2-6. DHL 国际速達便の送り状

**FedEx Express 国际空运提单**

1 寄自 / From 请用英文标准字体填写。/ Please print in English.  
 日期 Date 寄件人的联邦快递帐号 Sender's FedEx Account No.  
 寄件人姓名 Sender's Name 电话 Phone  
 公司名称 Company  
 地址 Address  
 城市 City 州/省 State / Province  
 国家 Country 邮政编码 Postal Code

2 寄往 / To  
 收件人姓名 Recipient's Name 电话 Phone  
 公司名称 Company  
 地址 Address  
 城市 City 州/省 State / Province  
 国家 / 地区 Country / District 邮政编码 Postal Code

3 托运货物信息 / Shipment Information  
 包裹总数 Total Packages  
 总重量 Total Weight  
 公斤 kg 尺寸 DIM 厘米 cm  
 品名 Commodity Description  
 海关税则编码 Harmonized Code  
 原产地 Country of Manufacture  
 海关申报价值 Value for Customs

4 服务 / Service  
 FedEx Intl. Priority 联邦快递国际优先快递服务  
 FedEx Intl. First 联邦快递国际优先快递服务  
 FedEx Intl. Economy 联邦快递国际经济快递服务  
 其他  
 FedEx 10kg Box\*  
 FedEx 25kg Box\*

5 包装 / Packaging  
 FedEx Envelope  
 FedEx Pak  
 FedEx Box  
 FedEx Tube  
 其他  
 FedEx 10kg Box\*  
 FedEx 25kg Box\*

6 特别处理 / Special Handling  
 暂寄存在联邦快递服务站  
 星期六递送

7a 付款方式 / Payment 请选择运费的支付方式:  
 寄件人 空运账单第1部分附号与附号  
 收件人  
 第三方  
 信用卡  
 支票

7b 付款方式 / Payment 请选择关税和税金支付方式:  
 寄件人 空运账单第1部分附号与附号  
 收件人  
 第三方

8 您的内部帐务参考信息  
 选择并填写 前24个字符将显示在发票上。

9 必需的签名 / Required Signature  
 寄件人签字  
 关于填写方面的详细说明, 请参见第5联背面。  
 Refer to any other page for English translation.

跟踪编号 8024 3677 2760 条形码 0448

在 fedex.com 网站发运并追踪包裹

图 2-7. FEDEX 国际速達便の送り状

**UPS WORLDWIDE SERVICES WAYBILL (non-negotiable)**

SHIPPER'S ACCOUNT NO. SHIPPER'S IDENTIFICATION NO. FOR CUSTOMS PURPOSES (V.A.T. No., etc.)  
 NAME OF SENDER TELEPHONE NO. (VERY IMPORTANT)  
 COMPANY NAME AND ADDRESS (Include Postal Code)  
 POSTAL CODE COUNTRY

RECEIVER'S ACCOUNT NO. RECEIVER'S IDENTIFICATION NO. FOR CUSTOMS PURPOSES (E.I.N., V.A.T., Importer's No., B.F.C. No., etc.)  
 NAME OF CONTACT PERSON TELEPHONE NO. (VERY IMPORTANT)  
 COMPANY NAME AND ADDRESS (Include Postal/ZIP Code)  
 POSTAL CODE COUNTRY

SERVICE LEVEL (Please mark large "X" - Select one level only. Refer to the appropriate service guide for levels available.)  
 EXPRESS PLUS 1+  
 EXPRESS 1  
 EXPRESS SAVER 1P  
 EXPEDITED 2

SHIPMENT INFORMATION  
 NO. OF PACKAGES IN SHIPMENT  
 TOTAL ACTUAL WEIGHT OF SHIPMENT SPECIFY kg or lb  
 TOTAL DIMENSIONAL WEIGHT OF SHIPMENT SPECIFY kg or lb  
 ZONE  
 ENV 10KG BOX 25KG BOX OTHER  
 DESCRIPTION OF GOODS

DECLARED VALUE OF SHIPMENT FOR CARRIAGE ONLY (Specify Currency)  
 DECLARED VALUE OF SHIPMENT FOR CUSTOMS ONLY (Specify Currency)  
 CURRENCY AMOUNT CURRENCY AMOUNT

BILL SHIPPING CHARGES TO:  
 SHIPPER (S)  
 RECEIVER (R)  
 THIRD PARTY (T)  
 CREDIT CARD  
 CHECK  
 THIRD PARTY COMPANY NAME

BILL DUTIES AND TAXES TO (DUTIABLE SHIPMENTS ONLY):  
 SHIPPER (S)  
 RECEIVER (R)  
 THIRD PARTY (T)  
 THIRD PARTY COMPANY NAME  
 THIRD PARTY ACCOUNT NO.  
 THIRD PARTY COUNTRY

DATE OF SHIPMENT SHIPPER'S SIGNATURE  
 RECEIVED FOR UPS BY: [Signature] TIME:

图 2-8. UPS 国际速達便の送り状

図 2-9. 順豊国際速達便の送り状

表 2-3. 送り状の記載内容、サービスの利用に必要なとなる差出人と荷物に関する情報  
(○=必要、×=不要、△=どちらでもよい)

NO.	填写項目	中国邮政 CHINA POST	EMS	DHL	FedEx Express	UPS	SF EXPRESS 順豊速運	STO 申通快速 express
1	手書き OR ネット入力	△	△	△	△	△	△	△
2	身分証明書番号	×	×	×	×	×	×	×
3	品名	○	○	○	○	○	○	○
4	重量	○	○	○	○	○	○	○
5	大きさ	○	○	○	○	○	○	○
6	数量	○	○	○	○	○	○	△
7	貨物価値	○	○	○	○	○	○	○
8	原産地	○	○	△	△	△	○	△
9	差出人の名前	○	○	○	○	○	○	○
10	荷受人の名前	○	○	○	○	○	○	○
11	企業名称	○	○	○	○	○	○	○
12	住所	○	○	○	○	○	○	○
13	電話番号	△	○	○	○	○	○	○
14	送り状の記載に 求められる正確 性	<p>中国邮政と EMS が他社より厳しいという実情がある。そして、同じ会社でも地域や速達員によって検査の厳密さが異なる。</p> <p>2015 年 11 月 1 日から、郵便物・速達便に差出人の電話番号および身分情報の確認が必要になった。インターネット取引についても</p>						

		<p>確実な差出人の情報を記入し、定期的に抜け検査を行い、郵政管理部門に完全かつ真実のユーザー情報を報告する必要がある。しかし、実際は履行しない会社あるいは速達員が多い。</p>
--	--	---

## 六. 輸出禁制品の検査

<調査方法>

- ・電話調査
- ・業者訪問

<調査結果>

以下の代表的な物流業者に対し、輸出禁制品の検査の概要について電話または実際の訪問で調査を行った。その結果は以下のとおりである。

表 2-4. 輸出禁制品の検査の調査結果

						
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 200px; text-align: center;">人的検査</div> <div style="font-size: 2em; color: purple; margin: 0 20px;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 200px; text-align: center;">機械検査 (X線検査)</div> </div> <p style="margin-top: 20px;">➤ 各業者の回答はほぼ同じである。</p> <p>➤ 荷物を受領する際に、差出人に質問を行い、小包の中身を確認する。</p> <p>➤ 集荷されたすべての小包に対し、拠点でX線検査装置による検査を行う。</p> <p>➤ 検査基準は郵送禁止および出入国の物品リストである。</p>						

## 七. 荷物の自宅受取と物流拠点への持ち込みとの物流処理上の違い

<調査方法>

- ・インターネット調査：各物流業者公式サイト
- ・電話調査
- ・サービス利用

<調査結果>

利用量のもっとも多い中国郵政国際小包サービス以外の速達便サービスは、荷物を送付する際に、配達員に集荷してもらう方法と、自ら物流会社の拠点に荷物を持ち込む方法との二つがある。

荷物を実際に複数回にわたり、自宅受取と物流業者の拠点への持ち込みを試した結果、

以下の結論に至った。

1. 二つの方法におけるプロセス上での違いは見られなかった。
2. 拠点へ持ち込みする場合は、比較的高い確率で荷物の中身に関する確認を受けること、危険品や法律で禁止されたものは送れないとの注意を受ける。

### 第三章 税関の小口郵便業務フローおよび自主検査の実態把握

#### 一. 税関の小口郵便業務フロー

##### 1. 税関の小口郵便業務フロー

<調査方法>

- ・税関訪問および職員インタビュー
- ・インターネット調査：税関総署公式サイト

<調査結果>

##### ①郵便における税関の業務フロー

J 税関郵便局駐在事務所を訪問し、業務フローおよび監督の流れについて職員へインタビューを行った。関連内容は以下とおり。

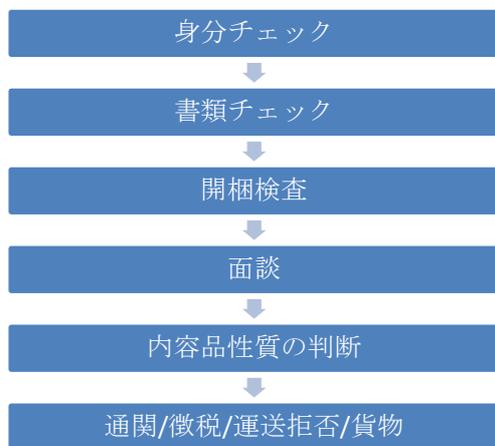


図 3-1. 業務フロー

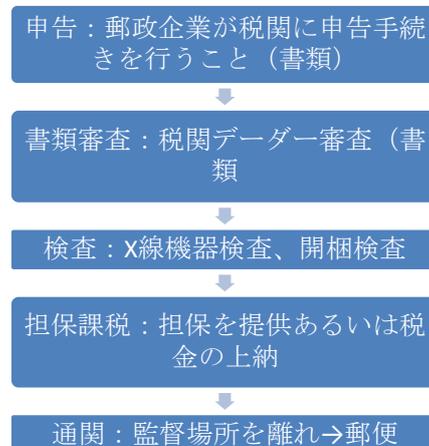


図 3-2. 監督フロー

##### ②（外資系・国内系）速達便ルートにおける税関の業務フロー

税関総署の公式サイトで速達便ルートにおける業務フローを検索した。その結果、図 3-3 とおりに、首都空港税関速達便監督・管理処が公開した情報により、速達便ルートにおける税関の業務内容は主に書類チェック、貨物検査、税金徴収、リリースなどが含まれていることを把握した。

#### 首都机场海关快件监管处基本情况介绍

通讯地址：北京市顺义区首都机场货运北路2号  
邮政编码：100621  
办公时间：周一至周五8：30—11：30，13：00—16：00  
内设机构具体办公地点及值班电话：  
——审单科 1层报关厅 85734803  
——查验科 查验区 85734832  
——监控科 2层办公区 85734828  
——综合科 2层办公区 85734821  
最近举报电话：65831564

职责任务：首都机场海关快件监管处负责对北京海关快件监管中心内快件企业承运的进出口货物实施监管，并负责办理单据审核、征税、货物查验、放行等通关手续。

図 3-3. 出典：首都空港税関の公式サイト

URL：<http://www.customs.gov.cn/tabid/30348/Default.aspx>

## 2. 郵便会社の申告内容および提供する情報

### ①中国郵政と EMS の申告内容および提供する情報

#### <調査方法>

- ・税関訪問および職員インタビュー
- ・インターネット調査：深セン税関公式サイト

#### <調査結果>

調査にあたり J 税関郵便局駐在事務所を訪問した。その際、郵便会社の申告内容および提供する情報についての確認を行った。結果は以下表 3-1 とおり。

表 3-1. 郵便会社の申告内容および提供する情報

種類	項目	内容
必須情報	差出人情報	名前または会社名、住所、電話番号など
	物品情報	品名・数量・価値・重量など
内容によっては必要となる情報	各種添付書類	商品の購買領収書、商品リスト、貨物安全輸送証明およびその他証明書

また、中国郵政、EMS および税関総署の公式サイトで検索した。その結果、深セン税関の公式サイトで関連情報を入手した。すなわち、郵便物を輸出する場合、「出口小包」と「出口包裹」二種類に分けられ、異なる通関申告書を利用する。そのほか、中国郵政のスタッフから郵便の通関申告書 CN22、CN23、CP72 の写真を入手した。中国郵政のスタッフによると、通関申告書 CN22、CN23、CP72 は中国郵政の郵便物だけに使用され、EMS には現在使用しないとのこと。

表 3-2. 輸出郵便物に使われる通関申告書

類型	特徴	通関申告書の種類
出口小包	物品の重量<2kg、L+W+H<90cm、 各側の長さ<60 cm	CN22 (図 3-4、図 3-5) CN23 (図 3-6)
出口包裹	出口小包以外の郵便物	CP72 (図 3-7)

出典：深セン税関公式サイトおよび中国郵政スタッフの回答

URL：<http://www.customs.gov.cn/publish/portal109/tab65178/info638080.htm>

报关签条  
CUSTOMS DECLARATION  
可以径行开拆  
May be opened officially

邮 2113  
CN22

 中国邮政  
CHINA POST

请先阅读背面的注意事项  
See instructions on the back

邮件种类 Category of item (在适当的文字前划 “√”) Tick as appropriate	<input type="checkbox"/> 礼品 Gift	<input type="checkbox"/> 商品货样 Commercial sample
	<input type="checkbox"/> 文件 Documents	<input type="checkbox"/> 其他 Other
内件详细名称和数量 Quantity and detailed description of contents	重量(千克) Weight (kg)	价值 Value
协调系统税则号列和货物原产 国(只对商品邮件填写) HS tariff number and country of origin of goods (For commercial items only)	总重量 Total weight	总价值 Total value

我保证上述申报准确无误,本函件内未装寄法律或邮政  
和海关规章禁止寄递的任何危险物品  
I, the undersigned, certify that the particulars given in this declar-  
ation are correct and this item does not contain any dangerous arti-  
cles prohibited by legislation or by postal or customs regulations.  
寄件人签字 Sender's signature

图 3-4. 邮政出口小包の通関申告書 CN22

 全球邮政特快专递

国际(地区)特快专递邮件详情单  
INTERNATIONAL (REGIONAL) EXPRESS MAIL WAYBILL EA079879827CN

收寄地 / ORIGIN OFFICE	收寄日期 / POSTING DATE & TIME 年 Y 月 M 日 D 时 H	收件人 / TO
寄件人 / FROM	电话(非常重要) / PHONE (VERY IMPORTANT)	城市 / CITY 国家(地区) / COUNTRY (REGION)
城市 / CITY	国家(地区) / COUNTRY (REGION)	公司 / COMPANY
公司 / COMPANY		地址 / ADDRESS
地址 / ADDRESS		邮政编码 / POSTAL CODE 电话(非常重要) / PHONE (VERY IMPORTANT)
邮政编码 / POSTAL CODE	用户编码 / CUSTOMER CODE	体积 / VOLUME 长 L x 高 H x 宽 W = 立方米 / cm <sup>3</sup> 总重量 / TOTAL WEIGHT 千克 / KG
<input type="checkbox"/> 退回 I AGREE THAT IT SHOULD BE RETURNED AND I ASSURE TO PAY FOR THE CHARGE OF RETURN.	<input type="checkbox"/> 特快 FOR PARCEL, PLEASE FILL IN THE DECLARATION FORM ONCE, PROVIDE COMMERCIAL INVOICE OR PROFORMA INVOICE AND CAREFULLY COMPLETE THE ITEMS BELOW IN ENGLISH.	资费 / CHARGE 其它费用 / ADD CHARGE 费用总计 / TOTAL CHARGE
CN22 <input type="checkbox"/> 文件资料 DOCUMENT <input type="checkbox"/> 物品 PARCEL	寄件人签名 / ACCEPTED BY (SIGNATURE)	收件人签名 / RECEIVER'S NAME
内件描述及详细清单 NAME & DESCRIPTION OF CONTENTS 件数 / NO. OF PCS 重量 / WEIGHT 申报价值 / DECLARED VALUE 原产国 / ORIGIN	Y年 M月 D日	Y年 M月 D日 H时 M分
千克 / KG 美元 / USD 我保证上述申报内容真实且本邮件内未装寄法律或邮政和海关规章禁止寄递的任何危险物品 I ASSURE THE TRUTH OF THE ABOVE DECLARATION AND I GUARANTEE THAT THE SHIPMENT DOES NOT CONTAIN ANY DANGEROUS AND PROHIBITED GOODS.	寄件人签名 / SENDERS SIGNATURE	

条形码: EA079879827CN

http://www.ems.com.cn 服务热线: 11185 手机短信查询号码: 10665185

图 3-5. EMS の通関申告書 CN22 (赤の枠)

中国邮政 CHINA POST		报关单 CUSTOMS DECLARATION		邮 2103 CN 23	
寄自 From: 寄件人姓名、地址(包括电话号码) Name and address of sender(including Tel.No)		寄件人参考代码 (必要时填写) Sender's reference (if any)		函件号码/包裹号码(包括可能的条码) No of item/of parcel(bar code,if any)	
寄往 To: 收件人姓名、地址(包括寄达国名、电话号码) Name and address of addressee(including country of destination and Tel No.)		本件可以径行开拆 The item/parcel may be opened officially 收件人参考代码(必要时填写)(例如税率代码/增值稅代码/进出口商代码) Imposter's reference(in any)(tax code/VAT No./importer's code)			
物品详细名称 Detailed description of contents		数量 quantity	净重(g) net weight	价值 Value	只对商品邮件填写 For commercial items only 协调系统税则号列 HS tariff number
物品种类 Category of item <input type="checkbox"/> 礼品 gift <input type="checkbox"/> 文件 documents		商品货样 commercial sample <input type="checkbox"/> 退货 Returned goods <input type="checkbox"/> 其他 Other	总毛重 Total gross weight 说明 Explanation:	总价值 Total value	邮费 Postal Charges 原寄局和收寄日期 Office of origin and date of posting
备注:(例如物品需要动植物检疫、卫生检疫或受其他限制) Comments:(e.g. goods subject to quarantine, sanitary/phytosanitary inspection or other restrictions)			我保证本报关单内所填各项准确无误,邮件内未装寄邮禁禁止寄递的任何危险物品。 I certify that the particulars given in this customs declaration are correct and that this item does not contain any dangerous article prohibited by postal regulations		
<input type="checkbox"/> 许可证 Licence No.	<input type="checkbox"/> 证书 Certificate No.	<input type="checkbox"/> 发票 Invoice No.	日期和寄件人签字 Date and sender's signature		

图 3-6. 通関申告書 CN23

中国邮政集团公司 CHINA POST GROUP		国际(地区)报关单 CUSTOMS DECLARATION		邮 2104 CP72	
本件可径行开拆 The parcel may be opened officially <input type="checkbox"/> 货样 Commercial sample <input type="checkbox"/> 文件 Documents <input type="checkbox"/> 礼品 Gift <input type="checkbox"/> 退回的商品 Returned goods <input type="checkbox"/> 其他 Others		包裹号码 No of Parcel  * C P 3 1 8 6 6 0 0 3 8 C N *			
保价金额 Insured value 人民币(元) ¥		特别提款权 SDR			
包裹种类 Category of parcel <input type="checkbox"/> 航空 Air <input type="checkbox"/> 水陆路 Surface <input type="checkbox"/> 空运水陆路 SAL		包裹总毛重(g) Total gross weight of parcel		总价值(元) Total Value (Y) 资费(元) Charges (Y) 收寄人员 检查人员	
寄件人姓名 Name 城市 City 省/州 Province/State 国家 Country 公司 Company 地址 Address 电话/传真 Telephone/Fax 邮编 Postcode		收件人姓名 Name 城市 City 省/州 Province/State 国家 Country 公司 Company 地址 Address 电话/传真 Telephone/Fax 邮编 Postcode			
内装物品名称 Detailed description of contents		物品件数 Quantity	净重 g Net weight	价值(美元) Value (\$)	只对商业包裹填写 For commercial items only HS 编码 HS Code 原产国(地区) Origin 海关印记 Stamp (Customs)
备注:(例如需要动植物检疫、卫生检疫等) Comments:(eg:goods subject to quarantine, sanitary/phytosanitary inspection, etc)			<input type="checkbox"/> 许可证 Licence No.	<input type="checkbox"/> 证书 Certificate No.	<input type="checkbox"/> 发票 Invoice No.
无法投递处理意见 Sender's instructions in case of non-delivery <input type="checkbox"/> 立即退回寄件人 Return immediately to sender <input type="checkbox"/> 按原址处理 Treat as abandoned <input type="checkbox"/> 改投下列地址 Redirect to address Below <input type="checkbox"/> 退回/改寄时 Return/Redirect <input type="checkbox"/> 用右列邮路 By the most economical route <input type="checkbox"/> 以最经济的邮路 By air <input type="checkbox"/> 航空 By air			我保证本报关单内所列情况属实,此邮件内未装寄邮禁、海关法规禁止寄递的任何危险物品以及中华人民共和国海关禁止出境物品,我并且同意支付由于执行左列无法投递处理意见而产生的全部费用。 I certify that the particulars given in the customs declaration are correct and that this item does not contain any dangerous article prohibited by postal and/or Customs regulations. I also agree to pay the costs related to my adjacent instruction in case of non-delivery. 日期和寄件人签字 Date and sender's signature		

图 3-7. 通関申告書 CP72

②速達便の申告内容および提供する情報

<調査方法>

インターネット調査：杭州税関公式サイト

<調査結果>

出典：杭州税関の公式サイト

URL：<http://www.customs.gov.cn/publish/portal120/tab60406/info730947.htm>

速達便の場合、おもに書類、個人物品および貨物 3 種類に分けて通関を申告する。詳細を以下の表にまとめた。

表 3-2. 速達便の申告内容および提供する情報

物品類型	定義	申告方法	通関申告書の記載内容
書類	法律、法規により免税または商業価値がない文書、ドキュメント、手形および資料。	ペーパーレス通関を行っている。「中華人民共和国海関進出境快件 KJ1 報関単」(図 3-9)、速達総伝票(副本)などの書類を留保して参考に供し、税関に提供する必要がない。	運送状番号 物品名 数量 重量 受取人/差出人の名前 チェックコード
個人物品	税関法規により自己使用または出入国旅客が合理範囲内に分離し運輸する手荷物、親友達との間に送るものおよびほかの個人物品。	個人物品出入国速達は通関申告の場合、運営者は税関へ「中華人民共和国海関進出境快件個人物品申報単」(図 3-8)、運送状、受取人または差出人の身分証明書コピーおよび税関が求めるその他の書類を提供しなければならない。	運送状番号 物品名 価値 数量 税率 税金 受取人/差出人の名前 国/地域 ID 番号 チェックコード
貨物	書類、個人物品以外。	情況① 税金が「中華人民共和国進出口関税条例」に定められる最低額以下の貨物および、免税できるサンプル、試供品の場合は、「中華人民共和国海関進出境快件 KJ2 報関単」(図 3-10)、運送状、領収書および税関に必要なほかの文書を提出する。	運送状番号 経営会社コード 経営会社名 貨物名 価値 重量 数量 HS コード 差出人/荷受人名前 チェックコード

物品類型	定義	申告方法	通関申告書の記載内容
貨物	書類、個人物品以外。	<p>情況②</p> <p>税金納付必要があるサンプル、試供品（法律・法規が免許証管理、輸入支払いのものを除く）の場合、「中華人民共和国海関進出境快件 KJ3 報関単」（図 3-11）、運送状、領収書およびその他の税関に必要な書類を提出する。</p>	運送状番号 経営会社コード 経営会社名 貨物名 価値 重量 数量 HS コード 税率 税金 付加価値税の税率 付加価値税の税金 消費税の税率 消費税の税金 差出人/荷受人名前 チェックコード

中华人民共和国海関

進出境快件個人物品申報單

報関單編號：

运营人名称：		進/出口岸：		运输工具航次：		進/出口日期：				
总運單號碼：										
序号	分運單號碼	物品名稱	價值 (RMB)	件數	稅率	稅額	收/發件人姓名	國別/地區	證件號碼	驗放代碼
本运营人保证： 年 月 日向 海關申報的上述物品為《中華人民共和國海關對進出境快件監管辦法》中的個人物品類範圍內的物品，並就申報的真實性和合法性向你關負法律責任。 （运营人報關專用章） 報關員： 申報日期：										
以下由海關填寫										
海關簽章：		經辦關員：		日期：		查驗關員：		日期：		

図 3-8. 個人物品通関申告書

**中华人民共和国海关  
进出境快件 KJ1 报关单**

报关单编号：

运营人名称：		进/出口岸：		运输工具航次：		进/出口日期：	
总运单号码：							
序号	分运单号码	名称	件数	重量 (KG)	收/发件人名称	验放代码	
本运营人保证： 年 月 日向 海关申报的上述物品为《中华人民共和国海关对进出境快件监管办法》中的 A 类范围内的物品，并就申报的真实性和合法性向你关负责法律责任。 (运营人报关专用章) 报关员： 申报日期：							
<b>以下由海关填写</b>							
海关签章：		经办关员：		日期：		查验关员： 日期：	

图 3-9. KJ1 通関申告書

**中华人民共和国海关  
进出境快件 KJ2 报关单**

报关单编号：

运营人名称：		进/出口岸：		运输工具航次：		进/出境日期：		总运单号码：		
序号	分运单号码	经营单位 编码	经营单位 名称	货物名称	价值 (RMB)	重量 (KG)	件数	商品编码 (HS)	收/发件人名称	验放代码
本运营人保证： 年 月 日向 海关申报的上述货物为《中华人民共和国海关对进出境快件监管办法》中的关税税额在关税起征数额以下的进境货物和海关规定准予免税的进境货样、广告品或出境货样、广告品，并就申报的真实性和合法性向你关负责法律责任。 (运营人报关专用章) 报关员： 申报日期：										
<b>以下由海关填写</b>										
海关签章：		经办关员：		日期：		查验关员：		日期：		

图 3-10. KJ2 通関申告書

中华人民共和国海关  
进出境快件 KJ3 报关单

报关单编号:

运营人名称:		进/出口岸:		运输工具航次:		进/出境日期:		总运单号码:								
序号	分运单号	运营单位编码	运营单位名称	货物名称	价值 (RMB)	重量 (KG)	件数	商品编码 (HS)	关税税率	关税税额	增值税率	增值税税额	消费税率	消费税税额	收/发件人名称	验放代码
本运营人保证: 年 月 日向 海关申报的上述货物为《中华人民共和国海关对进出境快件监管办法》中的应予征税的进境货样、广告品, 并就申报的真实性和合法性向海关负责法律责任。 (运营人报关专用章) 报关员: 申报日期:																
以下由海关填写																
海关签章: 经办人员: 日期: 查验人员: 日期:																

図 3-11. KJ3 通関申告書

### 3. 抜き取り検査に影響を与える要因

<調査方法>

税関訪問および職員インタビュー

<調査結果>

J 税関郵便局駐在事務所・I 税関・H 税関などいくつかの税関に抜き取り検査に影響を与える要因を確認した。結果は以下とおり。

要因①: 地域 (輸出先)

侵害品が輸出される可能性が高い国: アメリカ、日本、イギリス、フランスなど EU 地域を含む。また、ブラジルや、アルゼンチンなど南アメリカおよびインドなどの国家も侵害品の輸出目的地である。

要因②: ブランド (リスクの高い侵害品および商標)

- 衣類、靴、帽子、カバン、ベルト、ストラップ:  
CHANEL、GUCCI、HERMES、LV、CALVINKLEIN など
- 電子、腕時計、機械製品:  
SONY、APPLE、BLUETOOTH、OMEGA、CARTIER、ROLEX、CK、DIESEL、SWATCH、BVLGARI、RADO、CD、EMPORIO、ARMANI、TOYOTA、HONDA、BMW、SUZUKI など
- 運動品: TITLEIST、NIKE、CALLAWAY、JORDAN、ADIDAS、CONVERSE など
- 薬品類: VIAGRA、CIALIS、LEVITRA など
- オリンピックマーク、万博、ワールドカップなど世界活動のマーク

要因③: 商品カテゴリ

1. 電子製品: 携帯、MP3、MP4、イヤホン、パーマツール、カーナビ、カメラなど
2. 服装: スポーツジャケット、T シャツ、運動靴、帽子、ベルトなど
3. バッグ: 女性バッグ、化粧ポーチ、スーツケース、ブリーフケース、スポーツバッグ、カメラバッグなど

4. 腕時計、ストラップ：ビジネス、レジャーやスポーツタイプの腕時計、  
携帯ストラップ、キーホルダーストラップ、バッジストラップなど
5. 薬品：性健康食品、ダイエット薬
6. 自動車、オートバイ部品

## 二. 自主検査の実態

### <調査方法>

- ・税関訪問および職員インタビュー
- ・インターネット調査：税関総署公式サイトなど

### <調査結果>

#### 1. 自主検査について

インターネット調査を行う過程で広州・上海を含む多くの税関関係者を対象としたインタビューを実施し、自主検査と自主検査キャンペーンに関する情報収集を行った。

##### ①自主検査の定義

税関知識産権保護条例は税関に二つの検査権限を付与している。

1. 申立に基づく保護
2. 職権に基づく保護

自主検査は上記「職権に基づく保護」であり、原則として全国すべての税関は日常的に自主検査を行うことが義務付けられている。この自主検査に加え、税関総署や地方税関は時折自主検査キャンペーンを行うことがある。

##### ②自主検査の実施状況

中国税関法、中国税関知識産権保護条例、中国税関知識産権保護条例実施弁法が自主検査における法的根拠となっている。また、税関は2013年5月1日、これまで情報がすくなかった郵便速達便における自主検査に関する「海関弁理郵递渠道知識産権案件的暫行規定」（「暫定規定」）の詳細内容については、本報告書の第17-18頁に記載された）を發布した。しかし、2年弱の運用期間が経った今、税関独自の自主検査については、鑑定方法、差止物品の処分などに不透明な点が多い。また、「情報の活用」という面から、当該差止物品輸出者について権利者がまったく知ることができないことは問題である。今回では「暫定規定」の運用実態に関する調査を実施した。

<調査方法>

- ・訪問
- ・電話調査

<調査結果>

表 3-3. 「暫定規定」の運用実態に関する調査結果

税関および 担当部門	疑義品を発見した際 に権利人に通報するかどうか	暫行規定の位置づけに対する認識	
A 税関 法規処	模倣品と確定した場合に通知する。	業務フローを簡潔にするための内部規定である。運用の具体的な手順などはない。	
B 税関 郵便局駐在 事務所	税関担当者が判別に困った場合に通知するが、普通は通知しない。		
C 税関 法規処	模倣品と確定した場合に通知する。		
D 税関 郵便局駐在 事務所	税関担当者が判別に困った場合に通知するが、普通は通知しない。		
E 税関 法規処	税関内郵便局担当部門にて対応するため、詳細はいえない。		
F 税関 法規処	模倣品と確定した場合に通知する。		
G 税関 法規処	模倣品と確定した場合に通知する。		
H 税関 法規処	税関担当者が判別に困った場合に通知するが、普通は通知しない。		
I 税関 郵便局駐在 事務所	税関担当者が判別に困った場合に通知するが、普通は通知しない。		業務フローを簡潔にするための内部規定である。運用の具体的な手順などはない。なお、権利人に通知することとなった場合の対処方法については、知識産権税関保護条例第 31 条規定など正式に公布された法律法規に従う。
J 税関 郵便局駐在 事務所	貨物の数量が個人用の範囲を超える場合、通知する。		業務フローを簡潔にするための内部規定である。運用の具体的な手順などはない

結果として疑義品を見つけた時の対応については、以下二つの状況において権利者に連絡することになる。

1. 確実に模倣品だと税関が判断した場合
2. 権利者に真偽鑑定してもらう場合

また、「暫定規定」は税関にとって細かい運用規則が定められておらず、業務方向性のみ示された内部規定という位置づけになっていることがわかった。

そして、差止め案件の情報開示の可能性について、各税関に確認を取ったところ、J税関より以下とおりの回答を受領した。

J税関郵便局駐在事務所：自己使用品と判断される場合、郵政局に物品を返還させる。自己使用品ではないと判断する場合、立件し、調査を行う。立件された差止案件の中、10%だけすみやかに当事者を特定し、差止め決定書など当事者に送達することができる。残りの90%は、直属管轄税関の公式サイト（図3-12）で公告（図3-13）および差止め決定書（図3-14）、差止品リスト（図3-15）を出す。権利者がJ税関郵便局駐在事務所が発生したすべての立件案件の情報を入手するには、情報開示を申請することができる。ただし、法律・法規や状況によって、一部の情報は開示できない。たとえば、当事者情報の場合、行政処罰がされた案件でなければ開示できない。ちなみに、郵便の実名登録は11月に開始されたばかりで、差出す際に本当に身元確認が実施されているかどうか、または、その身分証明書は本人のものかどうか、とまだ不確定要素が多いことは現状である。

ちなみに、税関に情報開示を求める際の方法は税関によって、若干異なる。たとえば、J税関郵便局駐在事務所では、附録2にある「税関情報公開申請書」を記入し、社印を捺印した上に、コンタクト先であるFAXに送信流れになっている。

一方、I税関の場合では、まず権利者より公式連絡先である電子メールアドレスに問い合わせを実施した上に、税関側の指示に従って、関連資料を提出することになっている。



図3-12. 税関の公式サイトに出された公告

URL:<http://XX.customs.gov.cn/tabid/69771/Default.aspx>

# 公 告

(2015) 关知字第 号

当事人匿名邮寄“图形”标识的运动鞋，我关已于2015年 月 日对涉案物品予以扣留。因无法查找当事人，因此向该案件的寄件人公告送达《海关扣留决定书》及《海关扣留清单》(详见附件)。自发出本公告之日起，经过六十日，即视为送达。

根据《中华人民共和国知识产权海关保护条例》第三十一条和《海关总署2005年第48号公告》之规定，限本公告附件所列邮寄涉嫌侵权物品的寄件人，自公告之日起3个月内前往海关法规科接受调查。

联系电话：。

地址：。

特此公告。

附件：《海关扣留决定书》及《海关扣留清单》

2015年 月 日

图 3-13. 税関が発行した公告



中华人民共和国■■■■海关  
扣留清单

■■■■关知扣字(2015)■■■■号

根据■■■■关知扣字(2015)■■■■号《扣留决定书》，扣留对象

列明如下：

序号	名称	规格	数量	备注 (邮件编号)
1	使用“■■■■图形”标识的运动鞋		32	RK■■■■CN等28件

扣留地点：■■■■海关

当事人(代理人)签章：\_\_\_\_\_

执法人员签名：\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_ 见证人签名：\_\_\_\_\_

2015年■■月■■日

图 3-15. 税関が発行した差止品リスト

なお、この調査を実施した際、以下の関連事項の確認も行い、一部の税関から情報開示があった。

## 2. 検査フロー、開梱率、ヒット率（開梱した貨物から模倣品が発見される割合）、差止め実績

### ①検査フロー

すべての荷物を X 線検査装置で検査する。X 線検査装置の画像と申告商品の実物と比較し、異常がある場合開梱・検査する。

### ②開梱率

I 税関：4/1000；J 税関 5/10000。

### ③ヒット率

具体的なヒット率は統計していないが、J 税関によれば、2015 年 1 月から 11 月まで、侵害品の差止め案件は 40 件（24,400 点以上）であり、昨年同期より 95%増加した。

### ④差止め実績

i. 税関総署公式サイトより以下データを入手した。

表 3-4. 2014 年税関差押さえ貨物の輸送方法

ロット単位：ロット 商品の数量：件/ペア

	郵便	速達便	海運	航空	自動車	鉄道	その他
ロット	19,134	1,239	2,130	561	295	21	484
割合	80.19%	5.19%	8.93%	2.35%	1.24%	0.09%	2.03%
商品数量	123,956	358,155	88,598,125	1,625,622	1,048,180	31,391	180,119
割合	0.13%	0.39%	96.34%	1.77%	1.14%	0.03%	0.20%

URL: <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab2559/module5491/info739906.htm>

- ii. 2014年キャンペーンの間に、小口郵便における全国税関の知的財産権侵害品の差止め件数は8,757件であり、商品は計22.2万点。
- iii. 深セン税関：2014年の差止め件数は約2万件、2013年より33%増加した。
- iv. 南京税関：2014年の差止め件数は7,860件である。

### 3. 検査率に影響を与える要素

自主検査キャンペーンの有無は一番の要素になる。

### 4. リスクマネジメント手法

I 税関郵便局駐在事務所：リスクマネジメント手法そのものは開示できないが、以下の情報を総合的に活用してマネジメントを行っている。

- ・ 案件情報
- ・ 侵害品パラメーター情報
- ・ 権利者の申し立て情報
- ・ その他の行政機関の通報
- ・ 海外税関の侵害品差止情報のフィードバック

### 5. 差止め貨物に対する処分

- ① I 税関郵便局駐在事務所：競売（ラベルを剥がせば再利用ができるような侵害品など）あるいは廃棄処分
- ② H 税関郵便局駐在事務所：廃棄処分
- ③ J 税関郵便局駐在事務所：公益機構に交付、知的財産権者購入、競売、廃棄処分

### 6. 差出人に対する処罰の有無

I 税関郵便局駐在事務所：差出人が見つけれられる場合、関連法規に基づき処罰する。  
差出人が見つけれられない場合、公告する。

### 7. 小口郵便取扱数量、金額価値

I 税関郵便局駐在事務所：広州市の入国郵便/速達便は6000万点を超えた。2015年上半期は2014年年度の6,000万点を超えた。郵便/速達便の数量は倍増。

J 税関郵便局駐在事務所：2014年の輸出入量は1,700万件である。2015年1月から11月までの郵便物の輸出入量は1,733万件に達し、昨年同期より98%増えた。今年の輸出入量は2~3000万件に達すると予想される。毎日の輸出入量8~10万件。

8. 輸出形態（小包/コンテナの比率、個人郵便/商務郵便の比率、各々の開梱率の差異）

- ①小包/コンテナの比率：データなし
- ②個人郵便/商務郵便の比率：データなし
- ③ I 税関郵便局駐在事務所の開梱率：4/1000
- ④ J 税関郵便局駐在事務所の開梱率：5/10000

9. 通常通関と簡易通関の違い

I 税関郵便局駐在事務所：小口郵便には通常通関と簡易通関の概念は適用されない。

10. 郵便局駐在事務所を有する税関

各直属税関の公式サイトで確認したところ、20 数か所見つかった。百度検索利用し、電話調査を行い数か所を補充した。以下の 33 か所を確認した。

表 3-5. 郵便局駐在事務所を有する税関

直属税関	直属税関管轄の郵便局駐在事務所	確認方法
満洲里税関	なし	税関公式サイト 電話調査
ハルビン税関	ハルビン税関郵便局駐在事務所 黒河税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト 百度検索
瀋陽税関	瀋陽税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト
長春税関	長春税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト
大連税関	營口税関郵便局駐在事務所 丹東税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト
北京税関	北京税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト
天津税関	天津税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト
済南税関	済南税関郵便局駐在事務所 煙台税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト 百度検索
青島税関	青島税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト
石家荘税関	なし	税関公式サイト 電話調査
太原税関	なし	税関公式サイト 電話調査
フフホト税関	フフホト税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト 電話調査
銀川税関	なし	税関公式サイト 電話調査
蘭州税関	なし	税関公式サイト 電話調査
西寧税関	なし	税関公式サイト 電話調査
ウルムチ税関	ウルムチ税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト
ラサ税関	ラサ税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト
成都税関	成都税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト
直属税関	直属税関管轄の郵便局駐在事務所	確認方法

西安税関	西安税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト
重慶税関	重慶税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト
鄭州税関	鄭州税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト
武漢税関	武漢税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト
合肥税関	なし（建設中）	税関公式サイト 電話調査
南京税関	金陵税関郵便局駐在事務所 蘇州税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト
上海税関	上海税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト
杭州税関	杭州税関郵便局駐在事務所 温州税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト
寧波税関	なし（建設中）	税関公式サイト
福州税関	福州税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト
南昌税関	なし	税関公式サイト 電話調査
長沙税関	長沙税関郵便局駐在事務所	百度検索
貴陽税関	なし	税関公式サイト 電話調査
昆明税関	昆明税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト 百度検索
南寧税関	南寧税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト 百度検索
アモイ税関	アモイ税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト
汕頭税関	汕頭税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト 電話調査
シンセン税関	シンセン税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト
黃埔税関	なし	税関公式サイト 電話調査
広州税関	広州税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト
江門税関	なし	税関公式サイト 百度検索
拱北税関	拱北税関郵便局駐在事務所	税関公式サイト
湛江税関	なし	税関公式サイト 電話調査
海口税関	なし	税関公式サイト 電話調査

## 11. 税関郵便局駐在事務所の有無による業務フローの相違

税関郵便局駐在事務所は税関通関業務現場部門より独立した組織であり、中国郵政およびEMSの郵便物の通関だけを処理する組織である。

税関郵便局駐在事務所がない場合における中国郵政およびEMSの郵便物の輸入手続きを処理するために、税関側は主に以下二つの方法で対応している。

- ① 輸出入された中国郵政およびEMSの郵便物を、税関郵便局駐在事務所があるその他の省あるいは直轄市に運輸され、税関郵便局駐在事務所の検査の上で通関させること
- ② 税関内で専門部署を作って、通関手続きを対応すること。なお、当該専門部署の呼び方は、「現場業務処室」や「通関処室」などと税関によって異なる。

ただし、上記二つの方法における業務フローは、対応する主体には相違があっても、基本的に税関郵便局駐在事務所の有無による業務フローの相違は存在しない。

## 12. 小口郵便の仕向国、HSコード、品名

当該情報は外部には開示していない。

## 13. 過去の自主検査キャンペーン

### ①2009年の自主検査キャンペーン

知的財産権侵害品の自主検査に関する税関の姿勢を把握するために、これまでの差止め状況関連データの収集を行った。以下とおり、2009年に税関の差止件数が急増したことがわかった。

表 3-6. 中国税関が権利侵害貨物差止め件数の統計（1994年-2014年）

出所：2015年QBPC中ロ税関会見で中国税関総署が使ったPPTのデータ

年度	差止件数	貨物価額 (RMB)	貨物数量 (点)
1994-2005	5,246	700,000,000	-
2006	5,598	202,638,503	181,809,776
2007	7,456	438,855,566	333,498,249
2008	11,135	294,802,157	645,182,937
2009	<b>65,810</b>	452,334,298	280,058,800
2010	21,073	277,153,317	133,599,569
2011	18,188	1,446,039,718	103,211,267
2012	15,690	375,689,558	93,117,335
2013	20,464	301,039,094	75,945,594
2014	23,860	289,039,950	91,965,548
合計	194,520	4,777,592,161	1,938,389,075

2009年に税関の差止件数が急増した理由を税関関係者に確認したところ、当時は2010

年に行われた上海万博に向けた小口郵便検査に関するキャンペーンが行われていたことがわかった。本件への再確認として、税関総署の公式サイトで「郵便、知识产权保护」をキーワードとして検索したところ、2009年のニュースが多かったことがわかった。

**二连海关积极部署 邮递和快件渠道知识产权保护工作**  
 近期,二连海关根据总署、总关关于开展**邮递和快件渠道知识产权保护**工作,有效遏制侵权活动的相关要求,积极部署口岸**邮递和快件**... 四是增强对于2010年上海世博会标识的**保护**力度。二连海关积极部署**邮递和快件渠道知识产权保护**工作总署,年,第,号,解读...  
[http://www.customs.gov.cn/publish/portal99/tab4744/info1 ...](http://www.customs.gov.cn/publish/portal99/tab4744/info1...) 2009-07-23  
 标签: 总署 年 第 号 解读

**相似文章** 

**邮办处切实落实邮递和快件渠道保护知识产权专项行动**  
 联系配合;四是与邮局等相关部门加强联系配合,互通信息,资源共享,共同做好**知识产权保护**工作。邮办处切实落实**邮递和快件渠道保护**... 根据总署和成都海关的相关规定,该处自6月1日以来,切实落实专项行动要求:一是在全处范围内广泛动员,提高对**知识产权保护的**...  
[http://www.customs.gov.cn/publish/portal130/tab63367/inf ...](http://www.customs.gov.cn/publish/portal130/tab63367/inf...) 2009-07-09  
 标签: 通关 关长 情况 服务 进出口

**邮办处深入企业开展全方位工作,进一步增强邮递渠道知识产权保护工作合力**  
 申报、封装等作业程序,加大防范力度。邮办处深入企业开展全方位工作,进一步增强**邮递渠道知识产权保护**工作合力天津,通关... 一是及时与邮政企业相关负责人沟通**邮递侵权物品**的进出境动态,定期向邮政企业揽收等环节工作人员通报近期**邮递渠道侵权物品**查获...  
[http://www.customs.gov.cn/publish/portal169/tab62564/inf ...](http://www.customs.gov.cn/publish/portal169/tab62564/inf...) 2009-06-29  
 标签: 天津 通关

**4月23日,张银喜副关长在总关主会场出席青岛海关贯彻全国海关法制工作会议精神暨“青岛海关邮递和快件渠道保护知识产权专项行动”电视电话会议并讲话**  
 4月23日,张银喜副关长在总关主会场出席青岛海关贯彻全国海关法制工作会议精神暨“青岛海关**邮递和快件渠道保护知识产权专项行动**”电视电话会议并讲话。会议传达了学习了全国海关法制工作会议关于加强**知识产权保护**工作的精神,就关区海关开展**邮递和快件渠道**...  
[http://www.customs.gov.cn/publish/portal105/tab63107/inf ...](http://www.customs.gov.cn/publish/portal105/tab63107/inf...) 2009-05-11

図 3-12. 税関総署の公式サイトで「郵便、知识产权保护」に関する検索結果

以下訳文:

- 二連税関、小口郵便ルートにおける知的財産権保護に積極的に手を打つ
- 郵便局駐在事務所、小口郵便ルートにおける知的財産権保護キャンペーンを実行
- 郵便局駐在事務所、企業との郵政ルートにおける知的財産権保護の連携を強化
- 青島税関、小口郵便ルートにおける知的財産権保護のキャンペーン

## ②2014年の自主検査キャンペーンについて

インターネット調査を実施した結果、2014年にも大規模な自主検査キャンペーン(図 3-13)があったことを確認できた。

**海关在邮递快件渠道开展知识产权保护重点执法**

发布时间: 2014-08-20

---

记者8月19日从海关总署获悉,邮递、快件渠道成为下半年海关知识产权保护执法的重点领域。

海关总署日前发出通知,要求全国海关加强对“化整为零”、“蚂蚁搬家”式进出口侵权商品的打击力度,重点打击服装、箱包、手表、化妆品、药品、食品、电子产品和家用电器等侵权商品的进出口。

海关总署新闻发言人张广志透露,海关总署正在与国家邮政管理部门签署合作备忘录,共同打击邮递、快件渠道进出口侵权违法行为。他说,各地海关将主动加强与所在地邮政部门的联系,强化信息交换和执法配合,同时,继续加强与公安、工商等部门的合作,强化源头治理。

张广志介绍,海关将加大与大型电子商务平台企业的合作力度,及时获取相关商品及交易信息,提高打击侵权违法的精准度,并借助电商平台积极开展海关知识产权保护宣传。

据悉,2013年查获侵权商品1.66万批,涉及商品数量121万件,同比增长124%。

図 3-13: 税関における郵便・速達便ルートの知的財産権重点保護キャンペーン

URL : <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab67049/info716359.htm>

以下訳文：

### 税関における郵便・速達便ルートの知的財産権重点保護

公表日：2014年8月20日

記者は税関総署により、郵便・速達便ルートが税関の下半期の知的財産権保護重点対象になることがわかった。

税関総署は先日、全国税関に以下の通知を出した。すなわち、「化整为零」、「蟻の引越し」の方法で侵害品を輸出入する行為への対策を強化し、アパレル、バッグ、腕時計、化粧品、薬品、食品、電子製品、家電製品などの侵害品に重点的に対応する。

ニュースを公表した税関総署の代表によると、税関総署は国家郵政管理部門と連携し、郵便・速達便における侵害品輸出入行為への対策を模索している。各地の税関は所在地の郵政部門との情報交換および法執行連携を自発的に行う同時に、公安・工商局との連携も引き続き強化する。

税関総署の代表によると、税関は大型インターネットプラットフォーム運営者との連携に注力し、模倣品に関する情報交換を行うことで、摘発の正確率を高めていく。かつ、インターネットプラットフォームを通して税関の知的財産権保護活動を宣伝する。

また、関連情報によると、2013年に発生した侵害品差止め数は1.66万ロットであり、数量計121万点、2012年より124%を増加した。

本キャンペーンの背景を把握するために、職員インタビューを行った。その結果として、キャンペーンは以下の二点によって実施されたと確認した。

#### 1. 政治面

中国共産党の十八届三中全会で「知的財産権の運用と保護」に関する戦略が打ち出された。

#### 2. 社会的な必要性

ネット取引の猛烈な発展に伴い、侵害業者はネットでオーダーを受け、小口郵便ルートを利用し侵害品を輸出する行為が増加した時期であった。

### 三. 小口郵便ルートにおける中国税関の知的財産権保護の現状

中国税関総署は2015年5月8日、「2014年中国税関知的財産保護現状」を公表した。そのなかから、本報告書に関係する部分を以下とおりに抽出した。

表 3-7. 「2014年中国税関知的財産保護現状」抜粋

#### 一. 2014年税関による侵害疑義品の差止め状況

##### (1) もっぱら税関による職権に基づく保護

税関が職権に基づき、侵害品を2.3万回差止め、年間差止め回数の99.9%を占める。侵害品数量は9,000万点あまりで、年間差止めの98%を占める。

##### (2) ほとんどが商標権侵害品

税関が差止めた疑義品の侵害類型は、商標権、著作権、著作隣接権、専利権など多種。商標権侵害品は8,900万点あまりで、全差止め品の96.9%をしめる。

##### (4) 中心は消耗品

税関が差止めた疑義品はおもにタバコ、軽工業製品、化粧ケア製品、衣類、機械、靴などである。2013年より、医療機器、タバコ、ジュエリー、化粧ケア製品、ストレージメディアなどが大幅に増加した。一方、機械、薬品、帽子、通信設備、おもちゃ、食品飲料、バッグなどは大幅に減少。

#### (5) 郵政ルートおよび海上運輸における差止めが中心

税関は疑義品を出入国郵政ルートで 2 万回差止めた。この回数は年間差止め回数の 80.2%を占める。昨年より 33%を増加した。海上運輸で差止めた疑義品は 8,900 万点、年間差止め数量の 96.3%を占める。

### 二. 2014 年税関による知的財産権保護措置

ネット取引の猛烈な発展とともに、侵害業者はネットで受注し、侵害品を郵便・速達便で輸出入する行為が明らかに増加してくる。各税関はこれに対し、郵政ルートで輸出される侵害品の検査を強化した。例えば、南京税関は 2014 年、郵政ルートで 7,860 回の差止めを実施した。

#### (3) キャンペーンの実施により、侵害行為を集中的に排除

税関は 2014 年 6 月 1 日から半年にわたり、郵便・速達便における知的財産権保護キャンペーンを実施し、このルートで侵害品を輸出入する行為に対する取締りを強化した。キャンペーンの期間内に、中国税関は郵便・速達便ルートで侵害品を 8,757 回差止め、商品数量は 22.2 万点ほどに達した。

#### (4) 案件情報を公開し、法執行をさらに透明化

国務院が偽物・劣悪品に関する行政処罰案件の情報開示を決定した後、税関総署は速やかに「海関依法公開進出口侵犯知識産権貨物行政案件信息的實施弁法（試行）」を公表した。各地の税関も公式サイトで案件情報開示欄を追加している。

#### (6) 法執行の地域連携を推進

－ 長江経済帯の法執行連携。上海、南京、杭州、寧波、合肥など五か所の税関がもっとも早く案件情報の交換・共有、リスクマネジメント手法の統一、法執行セミナーの実施、難易度の高い重大案件の検討・共同対応を開始した。

－ 京津冀地域の法執行一本化。北京、天津、石家庄など三か所の税関が京津冀通関一体化なる方案に同意し、知的財産権法執行の連絡・協力規制を構築し、案件管轄や、侵害認定標準および行政処罰程度など統一した。

－ 浙江省税関の法執行一本化。杭州と寧波で製造された日用雑貨侵害品は杭州と寧波以外の税関に輸出通関を申告することが多い。これに対し、杭州と寧波税関は「侵害案件における貨物価値の認定原則および標準」、「侵害案件における行政処罰罰金の参考標準」、「類似商標認定に関する指導意見」および「知的財産権侵害行為告発の基準に関する若干意见」などを定め、日用雑貨侵害品の輸出を集中的に取締まるキャンペーンを実施した。

#### (8) 権利者と連携した情報収集

－ 税関は企業による侵害品輸出入情報を自発的に収集することを励ます。広州税関は権利者の告発で摘発を 6 回実施した。黄埔税関は 57 回を実施し、侵害品が入ったコンテナを 27 個差止めた。

－ 知的財産権権利者に依頼し、税関職員向けの真偽識別セミナーを実施した。上海、寧波、福州、南京、青島などの税関は数回、中国外商投資企業協会優質品牌保護委員会のメンバー会社を誘いセミナーを開催した。税関職員の知的財産権保護能力を向上させるとともに、企業に税関の課題と協力してほしい事項を共有していく。

#### (10) 国境を越えた協力を強化し、国際貿易の安全保護

－ 税関総署は欧州委員会と「中欧海関 2014-2017 年知識産権合作行動計画」を締結し、第 1 回会議を行うとともに、2015 年度の計画を立案

- 税関総署は2014年1月、アメリカ美国移民税関捜査局と連携し、アメリカプロフットボールリーグに関連する商標を保護する。
- 税関総署はロシア税関と「中俄海关合作分委会知识产权工作组会议」なる会議を開催し、知的財産権案件情報の交換および権利者連携規制を改善した。
- 中国税関は欧盟反購騙办公室が主催した Replica キャンペーンに参加した。税関総署はイギリス、フランス、香港税関と連携し、侵害品を監督・管理した。
- 税関総署は香港税関と連携し、ワイン模倣品の国際間輸送を差止めた。

URL:<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab2559/module5491/info739906.htm>

上記内容より、税関側でも本報告書の背景となる国際間インターインターネット取引での郵便利用による模倣品の海外流出を問題視していることがわかった。さらに、税関当局は法執行および案件情報の透明化を明記した上、キャンペーンや権利者との情報連携、そして他国の当局との連携による摘発効果の向上は有効的な手段であることを明らかにした。

## 第四章 その他関連データ収集

今回の調査で郵便及び税関に関する各種データの収集を行った。その結果は以下通りになる。

### 一. 郵便関連

調査内容	結果
輸出比率、輸出国別の取扱い数量	非開示
各業者が有する支店の地域	本報告書 22 ページに記載
各業者の料金体系	本報告書の付録に記載
郵便会社独自のデータベースの有無	あり。詳細は非開示
追跡システムの有無	あり。詳細は非開示
郵便会社独自の知財保護規定の有無	見つからず
外国税関/行政機関との知財保護連携の有無	見つからず

### 二. 税関関連

調査内容	結果
小口郵便取扱数量、金額について	<ul style="list-style-type: none"><li>中国全体のデータは非開示</li><li>一部の地域に関するデータは以下とおり I 税関：本報告書 44 ページに記載 J 税関：本報告書 44 ページに記載</li></ul>
輸出形態 ① 小包/コンテナの比率 ② 個人郵便/ビジネス郵便の比率 ③ 各々の開梱率の差異	<ul style="list-style-type: none"><li>① データなし</li><li>② データなし</li><li>③ あり<ul style="list-style-type: none"><li>I 税関郵便局駐在事務所の開梱率：4/1000</li><li>J 税関郵便局駐在事務所：5/10000</li></ul></li></ul>
通常通関と簡易通関の違い	通常通関と簡易通関の概念は小口郵便には適用されない
税関郵便局駐在事務所を有する税関	本報告書 44-46 ページに記載
小口郵便の仕向国、HS コード、品名	非開示

### 三. 郵便会社と税関

調査内容	結果
連携システムの有無	<p>連携システムそのものの存在ははっきり確認できないが、データ面での連携および共有はある。具体的な事例として、</p> <p>① I 税関郵便局駐在事務所: 広州市では空港速達便監督・管理センターおよび FEDEX 転送センターなどが設置されている。空港速達便監督・管理センターは FEDEX 以外の送達会社 (UPS、順豊など) 速達便を管理し、FEDEX 転送センターは FEDEX 速達便のみを管理する (理由: FEDEX 速達便の数量が多いため)。データの共有および日常管理の面で連携がある。</p> <p>② J 税関郵便局駐在事務所: 郵便局と連携システムはないが、現在郵便局向けの通関管理システムを開発している。一部のインターネットサイトと電子情報交換を行っている。</p>

## 第五章 改善提案

### 一. 模倣品対策における税関の意見

今回の調査では多くの税関関係者と模倣品対策についての意見交換を行なった。そのなかで、J税関郵便局駐在事務所の意見はそれら税関を代表するものと評価できる。以下、紹介する。

- ① 税関を含む行政機関は物品の通関量に比較し人手が不足している。権利者は行政機関に正確な手がかりを提供してほしい。
- ② 権利者が税関における模倣品対策でできることは知的財産権保護システムへの登録だけではない。税関の法執行に可能な限り協力してほしい。具体的には以下のとおり。
  - ホワイトリストの常に更新すること
  - 模倣品の差止め情報が権利者に通知された場合の担保金の納付（納付しない場合、侵害品はリリースされてしまうこともあり）
  - 権利者に鑑定作業が依頼された場合の協力
  - 海外税関が有する手がかりを中国税関と共有

## 二. 改善提案

本調査の結果から、国際間インターネット取引における小口郵便ルートとしてもっとも番利用されているのは、郵政ルートであることがわかった。その理由は費用が安く、広域にわたるサービス提供、通関がしやすいなどであった。

一方、郵政ルートの高い市場占有率はこれを管理する税関郵便局駐在事務所の現場での模倣品対策業務に高い負荷をかける結果になった。税関によっては、一般的に言われる3/1000～5/1000の開梱率より10倍以下の5/10000レベルになったところも現れた。開梱率の低下は結果的に模倣品対策に不利な影響を与えると考えられる。開梱率の改善には以下の対策が考えられる。

- ① 税関に開梱率を増やすよう働きかけること（設備の効率化や人員の増加など）
- ② キャンペーンなどを税関当局に実施してもらうこと
- ③ 担当者の模倣品対策意識を向上させるための施策を行い、限られた人員でも少しずつ開梱率を高めてゆくこと

調査でわかった様々な事実から、近年当局でも模倣品による被害への認識と対策意識が高くなっているという情報もある。税関総署を含む中国当局の関連部門が模倣品対策を中心とした知的財産保護業務に注力していることは明らかである。権利者による税関向け模倣品対策セミナー、各種キャンペーンそして、税関間の連携には模倣品対策効果が認められている。さらに、税関総署はこれから案件情報公開、法執行をさらに透明化させることを宣言するとともに、中ロまたは中米間というグローバル連携を模索している様子もうかがえる。このような当局の施策をうまく活用することが、現状の改善に繋がると考えられる。

具体的には、「①税関に開梱率を増やすよう働きかけること」および「②キャンペーンなどを税関当局に実施してもらうこと」を実現させるため、権利者または関連団体が日本税関と中国税関との更なる協力を要請することがある。また、権利者関連団体自らが中国税関当局に対し業務改善依頼を行うことなどが考えられる。その際に、具体的に税関側が自社ブランドの模倣品への対応実績を入手するのに、税関に対して情報公開申請を行い、現状を把握したほうがより効率良いコミュニケーションになるのではないかと考えられる。

そして、「③担当者の模倣品対策意識を向上させるための施策を行い、限られた人員でも少しずつ開梱率を高めてゆくこと」を実現させるため、まず税関との関係構築を行うことにより、自社製品自社ブランド（商標）の認知度を高めていくことが必要である。その場合には、J税関より提示された権利者への依頼事項に対する協力や、税関セミナーへの参加による税関業務現場の関係者に対する鑑定ポイントの教育を実施することが有効な方法として考えられる。また、税関が模倣品対策をよりやり易くするため、権利者自らが案件情報または中国以外の海外税関で起きた侵害事件に関する情報を収集し税関と共有することが、対策効果向上に直接的な影響を与えると考えられる。

付録一. 郵便会社の料金表

1. 中国郵政国際小包料金表

出所：義烏市のあるインターネット取引業者が提供

区分	国家	0.5-2KG	書留料金
1	日本	62.00	8.00
2	シンガポール、インド、韓国、タイ、マレーシア、インドネシア	71.50	8.00
3	オーストリア、クロアチア、ブルガリア、スロバキア、ハンガリー、オーストラリア、スウェーデン、ノルウェー、ドイツ、オランダ、チェコ、ギリシャ、フィンランド、ベルギー、アイルランド、イタリア、スイス、ポーランド、ポルトガル、デンマーク、イスラエル	81.00	8.00
4	ニュージーランド、トルコ	85.00	8.00
5	イギリス、カナダ、アメリカ、スペイン、フランス、ウクライナ、ルクセンブルク、エストニア、リトアニア、ルーマニア、ベラルーシ、スロベニア、マルタ、ラトビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ベトナム、フィリピン、パキスタン、カザフスタン、キプロス、北朝鮮、モンゴル、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、キルギスタン、スリランカ、シリア、アゼルバイジャン、アルメニア、オマーン、サウジアラビア、カタール、ガーンジー島	90.50	8.00
6	南アフリカ	105.00	8.00
7	アルゼンチン、ブラジル、メキシコ	110.00	8.00
8	ペルー、ラオス、バングラデシュ、カンボジア、ミャンマー、ネパール、ブルネイ、ブータン、モルジブ、東チモール、アラブ首長国連邦、ヨルダン、バーレーン、アフガニスタン、イラン、クウェート、イエメン、イラク、レバノン、チリ	120.00	8.00
9	セルビア、アルバニア、アイスランド、アンドラ、フェロー諸島、ジブラルタル、リヒテンシュタイン、モナコ、モンテネグロ、マケドニア、サン・マリノ、バチカン、モルドバ、ジョージア	147.50	8.00

10	<p>フィジー、アメリカ領サモア、ココス諸島、クック諸島、クリスマス島、ニューカレドニア、ミクロネシア、サウスジョージア・サウスサンドウィッチ諸島、ハード島とマクドナルド諸島、イギリス領インド洋地域、キリバス、セントクリストファー・ネイビス連邦、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、ノーフォーク島、ナウル、ニウエ、フランス領ポリネシア、パプアニューギニア、ピトケアン諸島、ソロモン諸島、スヴァールバル諸島およびヤンマイエン島、フランス領南方・南極地域、トケラウ諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ、西サモア、アセンション島、カナリア諸島、アゾレス諸島、マデイラ諸島、グアム、パラオ、ワリー・エ・フトゥーナ、エジプト、スーダン、モロッコ、ジブチ、エチオピア、ケニア、チュニジア、ブルンジ、ウガンダ、ルワンダ、チャド、ナイジェリア、ブルキナファソ、ベニン、カメルーン、アルジェリア、ガボン、ギニア、マダガスカル、モーリタニア、ジンバブエ、アンゴラ、中部アフリカ、カーボベルデ、西サハラ、エリトリア、ガンビア、赤道ギニア、ギニアビサウ、コモロ、リベリア、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、レユニオン、セイシェル、聖ヘレナ、サントメ・プリンシペ、スワジランド、マヨット島、イフニ、ザンビア、リビア、モーリシャス、マリ、ソマリア、ガーナ、ボツワナ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、タンザニア、トーゴ、コートジボアール、シエラレオネ、セネガル、ベネズエラ、キューバ、エクアドル、パナマ、スリナム、コロンビア、アンティグア・バーブーダ、アンギラ、オランダ領アンティル、アルバ、バルバドス、バミューダ、ボリビア、バハマ、ベリーズ、コスタリカ、ドミニカ、フォークランド諸島、グレナダ、フランス領ギアナ、グアドループ島、グアテマラ、ガイアナ、ホンジュラス、ハイチ、ジャマイカ、ケイマン諸島、セントルシア、マルティニーク島、モントセラト、ニカラグア、サンピエール島およびミクロン島、プエルトリコ、パラグアイ、エルサルバドル、タークス・カイコス諸島、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、イギリス領ヴァージン諸島、アメリカ領ヴァージン諸島、ザイール、グリーンランド</p>	176.00	8.00
11	ロシア	96.3	8.00

## 2. EMS のインターネット取引向けサービス・「e 邮宝」および「e 特快」の料金表

出所:EMS の公式サイト [http://www.ems.com.cn/mainservice/ems/guo\\_ji\\_e\\_you\\_bao.html](http://www.ems.com.cn/mainservice/ems/guo_ji_e_you_bao.html)

「e 邮宝」料金表

目的地	料金	最大重量	備考
アメリカ	国内一区：7 元/件+ 0.08 元/グラム 国内二区：9 元/件+ 0.09 元/グラム 国内三区：10 元/件+ 0.1 元/グラム（三区は一時二区により）	2 キロ	1. 60 グラムから起算し、60 グラム以下の場合には 60 グラムで計算する。 2. 5 個以上を同時に郵送する場合、無料で自宅受け取る；5 個以下の場合、1 回につき 5 元を徴収；拠点に持ち込みの場合は無料で受け取る。
イギリス	25 元/件+ 0.07 元/グラム	2 キロ	5 個以上を同時に郵送する場合、無料で自宅受け取る；5 個以下の場合、1 回につき 5 元を徴収；拠点に持ち込みの場合は無料で受け取る。
オーストラリア	500g 及以下：25 元/件+ 0.08 元/グラム 500g 以上：30 元/件+ 0.08 元/グラム	2 キロ	同上
カナダ	25 元/件+ 0.07 元/グラム	2 キロ	同上

「e 特快」業務料金体系

目的地	起算重量 50g (元)	追加重量 50g (元)
中国台湾	16	0.6
中国香港	48	0.5
ロシア	60	4
オーストラリア	69	3
日本	81	1.2
日本（セール価格）	35	1.5
韓国	60	0.9
韓国（セール価格）	35	1.2
シンガポール	70	1.2
イギリス	70	2
フランス	105	2
ブラジル	115	4
スペイン	85	2.2
オランダ	91	2
カナダ	105	3
ウクライナ	120	2.5
ベラルーシ	120	2.5

### 3. DHL 国際速達便料金表

出所：56 聯盟網<sup>2</sup><http://www.56lem.com/news/show-1222.html>

区分	国家	書類		小包		大型物品は 1KG ごとに 計算する。内容品 21kg 以上あるいは材積 25kg 以上の場合だけ 受け取る		
		始 0.5	続 0.5	始 0.5	続 0.5	20.5+	31+	51+
29	アメリカ	99.8	29.2	123.5	19.4	35.5	35.4	32.4
1	マカオ	102.3	33.7	100.2	33.2	44.8	43.2	43.2
2	韓国、マレーシア、タイ、シンガポール、ブルネイ、台湾、フィリピン	75.5	24	80.5	22.2	31.3	29.6	29.6
3	日本	89.3	37.8	108.6	31.5	30.5	28.8	28.8
4	オーストラリア、ニュージーランド	89.3	37.8	101.8	34.8	48.9	47.2	47.2
5	インドネシア、カンボジア、ラオス、ベトナム	89.3	37.8	100.8	35.2	48.9	47.2	47.2
6	南アジア国：ブータン、韓国、バングラデシュ、ミャンマー、フィジーなど	159.8	44.3	180.4	44.9	65	63.3	63.2
7	スリランカ、インド	159.8	44.3	179	44.5	49	48.9	44.8
8	パキスタン	139.5	31.3	136.6	30	49	48.9	44.8
9	カナダ	101.5	29.4	126.1	18.9	53.9	53.8	52
10	メキシコ	101.5	35	134.8	26.3	58	55.5	53.6
11	ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、イタリア、ドイツ、フランス、イギリス、サンマリノ、モナコ	105.4	27.7	101	27	40.1	38.4	38.4
12	オーストリア、デンマーク、フィンランド、	105.4	27.7	101	27	40.1	38.4	38.4

<sup>2</sup> 56 聯盟網は中国物流情報を提供するプラットフォームであり、中国物流聯合協会などに支持される。

	ポルトガル、スウェーデン、スイス、スペイン、ギリシャ、ノルウェーなど							
13	ブルガリア、キプロス、リトアニア、マルタ、スロバキアなど	105.4	27.7	101	27	40.1	38.4	38.4
14	東欧四国：チェコ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア	105.4	27.7	101	27	40.1	38.4	38.4
15	アンドラ、カナリア諸島、フェロー諸島、ジブラルタル、グリーンランド、アイスランド	164.6	37	135	31	46.5	46.4	46.4
16	アフガニスタン、アルメニア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カザフスタンなど	164.6	37	162.5	35.5	55.4	54.5	54.4
17	中東六国：バーレーン、イラン、カタール、クウェート、ヨルダン、アラブ首長国連邦	138.7	31.3	136.6	30.2	47.4	47.3	44
18	トルコ	138.7	31.3	135.6	30.2	47.4	47.3	44
19	イスラエル、レバノン、オマーン、サウジアラビア、スーダン、シリア、イエメン	138.7	31.3	136.6	30.2	47.4	47.3	44
20	エジプト	153.2	35.4	150.4	34.3	64.2	62.5	62.4
21	エチオピア、ケニア、リビア、南アフリカ、ウガンダ、エリトリア	153.2	35.4	150.4	34.3	64.2	62.5	62.4
22	ベナン、コンゴ、ガボン、ガーナ、トーゴ、チュニジア、ザンビアなど	153.2	35.4	150.4	34.3	64.2	72.5	62.4
23	コンゴ民主共和国、コ	206.8	73.6	247.6	67.8	88.2	88.1	82.4

	ートジボワール							
24	ブルキナファソ、ギニア、マリ、ニジェール、シエラレオネ、中アフリカ	206.8	72.6	247.6	67.8	88.2	88.1	82.4
25	南アメリカ：ベネズエラ、パナマ、ホンジュラス、ドミニカ	148.5	33.9	145.5	31.9	69.3	69.2	75
26	ドミニカ共和国、コスタリカ、ペルー、トリニダードトバゴ、チリ	148.5	42.6	145.5	41.5	69.3	69.2	75
27	ブラジル、キューバ、ジャマイカ	148.5	42.6	145.5	41.5	69.3	69.2	75
28	アンギラ、アンティグア、アルバ、バハマ、バルバドス、ベリーズなど	148.5	42.6	145.5	41.5	69.3	69.2	75
30	パラグアイ	148.5	32.9	小包受け取らない				
31	アルゼンチン、ウルグアイ	148.5	42.6					

#### 4. 申通国際速達便料金表

出所：申通の公式サイト [http://www.sto.cn/product\\_international.asp](http://www.sto.cn/product_international.asp)

物品の種類	重量 (キロ)	価格
		中国-アメリカ
書類	0.5	190
	1.0	235
	1.5	280
	2.0	325
	2.5	370
小包	0.5	220
	1.0	265
	1.5	310
	2.0	355
	2.5	400
	3.0	435
	3.5	470
	4.0	505
	4.5	540
書類および小包	下記金額*物品の重量	
	20-99	80
	100-299	80
	300+	75

附録二. 税関情報公開申請書書式

海关政府信息公开申请表

申请人信息	公民	姓名		工作单位	
		证件名称		证件号码	
		联系地址		邮政编码	
		联系电话		传 真	
		电子邮箱			
	法人或其他组织	名称		组织机 构代码	
		法人代表		联系人姓名	
		联系人电话		传 真	
		联系地址			
		电子邮箱			
		申请时间			
	申请人签名 或者盖章				
所需信息情况	所需信息的 内容描述				
	所需信息的用途				
	所需信息的形式要求 ( 可选可填 )	获取信息的方式 ( 可选可填 )			

[経済産業省委託事業]

中国税関における小口郵便ルートの実態解明  
および対策に関する調査報告書

[発行]

日本貿易振興機構上海事務所 知識産権部

TEL: 021-6270-0489

FAX: 021-6270-0499

2016年2月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構上海事務所知識産権部が2016年2月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは執筆協力者および当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。